

第三十八回国会 衆議院 地方行政委員會議録 第二十七号

昭和三十六年四月二十五日(火曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 濱田幸雄君

理事金子 岩三君 理事田中 榮一君

理事中島 茂喜君 理事丹羽喬四郎君

理事吉田 重延君 理事川村 継義君

理事阪上安太郎君

伊藤 轅君 小澤 太郎君

久保田内次君 田川 誠一君

永田 亮一君 前田 義雄君

安宅 常彦君 佐野 憲治君

二宮 武夫君 松井 誠君

山口 鶴男君 門司 亮君

出席政府委員

自治政務次官 渡海元三郎君

自治事務官 藤井 貞夫君

(行政局長) 自治事務官 奥野 誠亮君

(財政局長) 委員外の出席者

自治事務官 (行政局長) 自治局行政課 岸 昌君

自治事務官 (行政局長) 自治局公務員 今枝 信雄君

課長 専 門 員 園地與四松君

四月二十五日

委員福永一臣君辞任につき、その補

欠として亀岡高夫君が議長の指名で

委員に選任された。

四月二十一日

鹿児島県を所得格差解消モデル県に指定の請願(池山清志君紹介)(第二

七八九号)

長野県軽井沢町に国際親善交歓セン

ター設置の起債に関する請願(中澤

茂一君紹介)(第二七八八号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

地方公営企業法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一七二号)(参議院

送付)

地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一八五号)(予)

地方交付税法及び地方財政法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一五

五号)

○濱田委員長 これより會議を開き

ます。

去る二十一日日本付託となりました地

方公営企業法の一部を改正する法律案

を議題といたします。

地方公営企業法の一部を改正す

る法律案

地方公営企業法の一部を改正

する法律

地方公営企業法(昭和二十七年法

律第二百九十二号)の一部を次のよ

うに改正する。

目次中「第五章 雜則(第四十条一

第四十一条)を「第五章 一部事務

組合に関する特例(第三十九条の二・

第四十条一第四十一条)

第三十九条の三)に改める。

第一条中「根本基準」の下に「並

びに企業の経営に関する事務を共同

処理する地方自治法の規定による一

部事務組合に関する特例」を加え

る。

第十七条の次に次の一条を加え

る。

(出資)

第十七条の二 地方公共団体は、地

方公営企業の特別会計に必要な出

資を行なうことができる。

「第五章 雜則」を「第六章 雜則」

に改め、第四章の次に次の一章を加

える。

第五章 一部事務組合に関する

特例

(組織に関する特例)

第三十九条の二 地方公営企業の經

営に関する事務を共同処理する地

方自治法第二百八十四条第一項の

規定による一部事務組合(以下「組

合」という)には、第七条第一項

の規定にかかわらず、管理者を置

かないことを常例とするものとし

る。

2 前項の規定により管理者を置か

ない組合においては、管理者の権

限は、当該組合の管理者が行な

う。

3 第一項の規定により管理者を置

かない組合においては、当該組合

の管理者の任期は、三年を下るも

のとすることができない。

4 政令で定める組合においては、

組合の管理者の権限に属する事務

を処理させるための組織の名称

は、政令で定めるところにより、

企業庁とすることができる。

5 組合に監査委員を置く。

(財務に関する特例)

第三十九条の三 組合においては、

地方公営企業の財務以外の財務に

ついて、第十七条から第三十五

条まで並びに附則第二項及び附則

第三項の規定を適用する。

2 組合を組織する地方公共団体

は、当該組合に対して、必要な出

資を行なうものとする。

3 前二項の規定は、第二条第二項

又は第三項の規定により財務規定

等が適用される企業の経営に関す

る事務を共同処理する地方自治法

第二百八十四条第一項の規定によ

る一部事務組合に準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算

して三月を経過した日から施行す

る。

2 改正後の地方公営企業法第三十

九条の三第一項(同条第三項にお

いて準用する場合を含む)の規定

は、昭和三十七年度の事業年度か

ら適用する。

理 由

地方公共団体は、地方公営企業に

出資を行なうことができる旨の規定

を設けるとともに、地方公営企業を

経営する一部事務組合について、そ

の経営の円滑化を図るため、特例を

定める必要がある。これが、この法

律案を提出する理由である。

○濱田委員長 まず、政府より提案理

由の説明を求めます。渡海自治政務

次官。

○渡海政府委員 ただいま議題となり

ました地方公営企業法の一部を改正す

る法律案につきまして、その提案の理

由及び内容の概要を御説明申し上げ

ます。

地方公共団体が経営いたしております

水道事業、交通事業、電気事業、病

院事業等の、いわゆる公営企業は四千

をこえておりまして、そのうち地方公

営企業法が適用されております事業数

は、昭和三十四年度末で三百四十四

ありますが、三十六年度中には六百を

こえる見込みであります。これら公營

企業の伸展に即応いたしまして、公營

企業において、その特別会計に出資

する道を開く必要がありますととも

に、公営企業を経営いたします一部事

務組合について、経営の円滑化をはか

るため、組合の組織及び財務に関する

特例規定を設ける必要があると考えま

すので、この法律案を提出いたしました次

第であります。

次に、この法律案の内容について、

その概要を御説明申し上げます。

第一は、地方公共団体は、地方公營

企業の特別会計に必要な出資を行なう

ことができる旨の規定を新たに設けようとするものであります。地方公営企業法が適用される公営企業の特別会計は独立採算を建前といたしまして、経営の健全な発展をはかりながら住民に對するサービスを確保することといたしておりましたが、これには適切な施設の建設改良を積極的に行なう必要がありま

第二は、地方公営企業法が適用される公営企業の経営に関する事務を共同処理する地方公共団体の一部事務組合の組織及び財務に關して、特例規定を設けようとするものであります。すなわち、一部事務組合が公営企業を經營して

第一は、一部事務組合の組織に關するものであります。その一は、一部事務組合においては、その經營する公営企業に企業管理者を置かないことを建前とする

りますが、組織の一元化をはかるために企業管理者を置かない建前とし、組合管理者が公営企業の経営に専念する旨を明確にした方が適當であると考え

第二は、一部事務組合の財務に關するものであります。その一は、一部事務組合においては、財務の一元化をはかるため、公営企業の財務と認められ

以上、地方公営企業法の一部を改正する法律案について、その提案の理由何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○濱田委員長 次に、予備審査のため去る十七日本委員会に付託されました地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「又は所属未定地」を削る。

第七條第一項後段を削る。

第九條の三 公有水面のみに係る市町村の境界変更は、第七條第一項の同意を得て都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならない。

公有水面のみに係る市町村の境界変更で都道府県の境界にわたるものは、第七條第三項の規定にかかわらず、関係のある普通地方公共団体の同意を得て自治大臣がこれを定める。

公有水面のみに係る市町村の境界に關し争論があるときは、第九條第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、職権によりこれを第二百五十一條の規定による調停に付し、又は当該調停により市町村の境界が確定しないとき、若しくはすべての関係市町村

村の裁定することについての同意があるときは、これを裁定することができ

第一項若しくは第二項の規定による公有水面のみに係る市町村の境界変更又は前項の規定による公有水面のみに係る市町村の境界の裁定は、当該公有水面の埋立て（干拓を含む。以下同じ。）が行なわれる場合においては、前三項の規定にかかわらず、公有水面の埋立てに關する法令により当該埋立ての竣工の認可又は通知がなされる時までこれをすることができ

第一項から第三項までの同意については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第七條第六項及び第七項の規定は第一項及び第二項の場合に、第九條第三項、第五項から第八項まで、第九項前段及び第十項の規定は第三項の場合にこれを準用する。

第九條の四 自治大臣又は都道府県知事は、公有水面の埋立てが行なわれる場合において、当該埋立てにより造成されるべき土地の所属すべき市町村を定めるため必要があるとき、前二條に規定する措置を講じなければならない。

第九條の五 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

前項の規定による届出を受理し

たときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示するとともに、自治大臣に報告しなければならない。

第九十三條第二項中「第二百五十八條第一項」を「第二百五十八條」に改める。

第百條第二項ただし書中「勾引又は過料」を「過料、罰金、拘留又は勾引」に改める。

第百二十七條第一項中「被選挙権を有しない者であるとき」の下に又は第九十二條の二の規定に該當するときは、「その被選挙権の有無」の下に「又は同條の規定に該當するかどうか」を加える。

第百四十三條第一項中「被選挙権を有しなくなつたとき」の下に「又は前條の規定に該當するとき」を、「その被選挙権の有無」の下に「又は同條の規定に該當するかどうか」を加える。

第百六十六條に次の一項を加える。

普通地方公共団体の長は、副知事又は助役が前項において準用する第百四十二條の規定に該當するとき、これを解職しなければならない。

第百六十八條に次の二項を加える。

出納長及び収入役が、前項において準用する第百四十二條の規定に該當するときは、その職を失

う。その同條の規定に該當するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

第百十八條第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを適用

する。
第百八十条の五に次の二項を加える。

法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

第百八十条第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを適用する。

第百八十四条第一項中「選挙権を有しなくなつたとき」の下に「又は第百八十条の五第六項の規定に該当するとき」を、「その選挙権の有無」の下に「又は同項の規定に該当するかどうか」を加える。

第百九十一条第一項中「置くことができる」を「置く」に改める。

第二百五十二条の二第一項中「又は」を「若しくは」に、「図るため」を「図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため」に改め、同条第二項中「国の事務の一部について」を「国の事務の一部を共同して管理し及び執行するため」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、普通地方公共団体又は普通地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。
第二百五十二条の二に次の三項を加える。

公益上必要がある場合において

は、都道府県の加入するものについては自治大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができ

普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関は、当該計画に基づいて、その事務を処理し、又はその権限に属する事務を管理し及び執行するようにならなければならない。

普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第二百五十二条の四第三号を次のように改める。

三 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体若しくは関係普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務又は協議会の作成する計画の項目

第二百五十二条の四中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削り、同条に次の一項を加える。

普通地方公共団体の事務の一部又は普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する

国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 協議会の管理し及び執行する関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務（以下本項中「協議会の担任する事務」という。）の管理及び執行の方法

二 協議会の担任する事務を管理し及び執行する場所

三 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員（身分の取扱）

四 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の物品若しくは財産の取得、管理及び処分又は管造物の設置、管理及び処分の方法

五 前各号に掲げるものを除くほか、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に關し必要な事項

第二百五十二条の六中「第二百五十二条の二」の下に「第一項から第三項まで」を加える。

第二百五十二条の七第三項中「第三項の規定は、」を「第三項本文の規定は、」に、「場合に」を「場合に、同条第四項の規定は第一項の場合に」に改める。

第二百五十二条の十四第三項中「第三項の規定は、」を「第三項本文

の規定は」に、「場合に」を「場合に、同条第四項の規定は第一項の場合に」に改める。

第二百九十三条を次のように改める。

第二百九十三条 市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十四条第一項から第四項まで、第二百八十六条及び第二百八十八条第二項の規定による処分は、これらの規定にかかわらず、自治大臣が関係都道府県知事の意見をきいてこれを行ない、市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十八条第一項の規定による届出は、同項の規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て自治大臣にこれをしなければならぬ。

附則第二十條の次に次の一條を加える。

第二十條の二 地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第 号）の施行前に公有水面の埋立てに關する法令により埋立ての竣工の認可又は通知がなされている埋立地又は干拓地で、その編入すべき市町村について同法の施行の際現に争議があり、同法による改正前の第七條第一項後段の規定による処分がなされてないものは、これを公有水面とみなして第九條の三第三項の規定を適用することができる。

別表第一中第一号の七を第一号の十一とし、第一号の六の次に次の四号を加える。

一の七 九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）の定

めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の八 四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の九 北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十一号）の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の十 中四地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十二号）の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

別表第一第三号中「設置すること」を「設置し、及び優生手術に關する費用を支弁すること」に改める。

別表第一第四号中「設置すること」を「設置し、及び精神障害者の入院に要する費用を負担すること」に改める。

別表第一第十八号中「及び」を「並びに」に改め、「設置し」の下に、「身体障害者の收容の委託に要する費用を一時繰替え支弁し」を、「身体障害者更生援護施設」の下に「及び養成施設」を加える。

別表第一中第十八号の二を第十八号の三とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の定めるところにより、精神薄弱者更生相談所を設置し、精神薄弱者の援護の委託に要する費用

を一時繰替え支弁し、及び市町村の精神薄弱者援護施設の設置に要する費用の一部を負担すること。

別表第二十号中「育成医療」を「養育医療等」に改める。

別表第二十号の二中「現に児童を扶養している者」の下に、「父母のない児童又は母子福祉団体を加え、「生業資金」を「事業開始資金」に、「技能修得資金等」を「技能修得資金、就学資金等」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十の三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の定めるところにより、国民健康保険事業の運営が健全に行なわれるように、必要な指導をし、及び都にあつては、特別区が行なう国民健康保険事業の運営につき、条例で、特別区相互間の調整上必要な措置を講ずること。

二十の四 身体障害者雇用促進法(昭和三十三年法律第九十二号)の定めるところにより、求職者である身体障害者について適応訓練を行なうこと。

別表第二十一号の次に次の二号を加える。
二十一の二 職業訓練法(昭和三十三年法律第三十三号)の定めるところにより、一般職業訓練所を設置すること。

二十一の三 農業改良助長法(昭和三十三年法律第六十五号)の定めるところにより、農業改良普及所を設置すること。
別表第二十三号の三の次に次の二

の二号を加える。

二十三の四 養鶏振興法(昭和十五年法律第四十九号)の定めるところにより、鶏の生産の用に供する施設の整備、優良な種鶏の確保その他必要な措置を講じ、並びに養鶏の振興を図るために必要な試験研究及び普及を行なうとともに、これらを助長すること。

別表第二十六号の五の次に次の二号を加える。

二十六の六 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の定めるところにより、公共下水道及び都市下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうこと。(都が特別区に存する区域において処理する場合に限る。)

別表第二十八号の四表第二十八号の六とし、第二十八号の三を第二十八号の五とし、同表第二十八号の二中「又は改築」を「若しくは改築又は首都高速道路公団の作成する工事実施計画書」に改め、同号の次に次の二号を加える。
二十八の三 首都高速道路公団法(昭和二十四年法律第三十三号)の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に関し協議すること。

二十八の四 住宅地区改良法(昭和三十三年法律第八十四号)の定めるところにより、住宅地区改良事業を行なうこと。(都が特別区に存する区域において処理する場合に限る。)

別表第二十九号の三中「ろ、う

学校」を「養育学校」に改め、「その区域内に住所を有する」を削り、「ろう学校」を「養育学校」に改める。

別表第三十号中「設置し、及びへき地学校に勤務する教職員の採用について必要な指導を行なうこと」を「設置する等へき地における教育の振興に関する事務を行なうこと」に改める。

別表第三十一号の四を第三十一号の五とし、第三十一号の三を第三十一号の四とし、第三十一号の二を第三十一号の三とし、第三十一号の次に次の二号を加える。
三十一の二 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)の定めるところにより、その設置する義務教育諸学校の児童又は生徒の伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行なうこと。

別表第三十六号中「風俗営業取締法」を「風俗営業等取締法」に、「定めること」を「定め、並びに飲食店営業の深夜における業態について必要な制限を条例で定めること」に改める。

別表第三十八号を次のように改める。
三十八 道路交通法(昭和三十三年法律第五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、道路における危険防止その他交通の安全と円滑を図るため、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は道路標識等を設ける等道路交通の規制を行なうこと。

別表第三十八号の次に次の二号を加える。

三十九 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の定めるところにより、消防に必要な水利施設を設置し、維持し、及び管理し、並びに火災の予防等に関する条例を設け、その他火災の予防、警戒、鎮圧等のため必要な措置を講じ、並びに消防作業に従事した者の災害について療養その他の給付を行なうこと。(都が特別区に存する区域において処理する場合に限る。)

別表第二十一号(四)の次に次のように加える。
四の二 身体障害者福祉法の定めるところにより、身体障害者の収容の委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。
四の三 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者の援護の委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。

別表第二十二号(二)の次に次のように加える。
二の八 九州地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

二の九 四国地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

二の十 北陸地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

画に基づく事業を実施すること。

二の十一 中国地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

別表第二十二号(五)及び(六)を次のように改める。
(五)及び(六) 削除
別表第二十二号(十四)の次に次のように加える。
十四の二 身体障害者福祉法の定めるところにより、身体障害者の収容の委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。(福祉事務所を設置する町村に限る。)

十四の三 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者の援護の委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。(福祉事務所を設置する町村に限る。)

別表第二十二号(十八)を次のように改める。
(十八) 国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険を行なうこと。

別表第二十二号(二十五)の次に次のように加える。
(二十五)の五 下水道法の定めるところにより、公共下水道及び都市下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうこと。
別表第二十二号中(二十六)の三を(二十六)の六とし、(二十六)の二の次に次のように加える。

〔十六の三〕 道路整備特別措置法の定めるところにより、首都高速道路公団の作成する工事実施計画書に同じ同意を与えること。

〔十六の四〕 首都高速道路公団法の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に同じ協議すること。

〔十六の五〕 住宅地区改良法の定めるところにより、住宅地区改良事業を行なうこと。

別表第二第二号(二十八)中「設けること」を「設ける等へき地における教育の振興に関する事務を行なうこと」に改める。

別表第二第二号中(二十九の六)を(二十九の七)とし、(二十九の五)を(二十九の六)とし、(二十九の四)を(二十九の五)とし、(二十九の三)を(二十九の四)とし、(二十九の二)の次に次のように加える。

〔十九の三〕 学校保健法の定めるところにより、その設置する義務教育諸学校の児童又は生徒の伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行なうこと。

別表第三第一号(一)の三の次に次のように加える。

〔一の四〕 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)の定めるところにより、工業等制限区域内における制限施設の新設の許可に関する事務を行ない、制限施設を製造業又は学校

の用に供している者に対して制限施設の使用制限を命じ、及び職員をして工場又は学校に立入検査させる等の事務を行なうこと。(東京都知事に限る。)

別表第三第一号(三)を次のように改める。

(三) 消防法の定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所について、設置及び位置、構造又は設備の変更を許可し、完成検査を行ない、修理、改造、移転又は使用の停止を命じ、並びにこれらの所有者等から資料の提出を求め、又は職員をしてこれらの場所に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、映写技術者の選任等の届出を受理し、並びに危険物取扱主任者及び映写技術者の試験を行ない、及び免状を交付する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(三)中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用に関する特別措置法」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用に関する特別措置法」に改める。

別表第三第一号(三)の四「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基く駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び

安全保障条約に基く日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律」に改める。

別表第三第一号(四)中「昭和二十五年法律第二百一十一号」の下に「及びこれに基く政令」を加え、「並びに」を削り、「行なうこと」を「行ない、並びに交付税の額の算定に用いた資料の検査を行なうこと」に改める。

別表第三第一号(五)中「立入検査させること」を「立入検査させ、並びに行政書士会の会則の制定又は変更を認可し、及び行政書士会から報告を求め、又はその業務について勧告すること」に改める。

別表第三第一号(五)の六を(五の七)とし、(五の五)を(五の六)とし、(五の四)の次に次のように加える。

〔五の五〕 公共用水域の水質の保全に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)の定めるところにより、水質の汚濁による被害に関する紛争に係る和解の仲介の申立てを受理し、及び仲介員を指定すること。

別表第三第一号(十)の二「及び必要な指導を」を「必要ない指導を行ない、及び医療手当を支給し、並びに被爆者一般疾病医療機関を指定」に改める。

別表第三第一号(十三)の次に次のように加える。

〔十三の〕 調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)及びこれに基く政令の定めるところにより、調理師の講習、試験、免許等に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号(三十)中「へい獣処理場の設置者」を「へい獣処理場の設置者」に改め、「並びに」を削り、「許可する」を「許可し、並びに動物の飼養又は収容のための施設の設置を許可する」に改める。

別表第三第一号(三十九)を次のように改める。

〔三十九〕 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、薬局の開設、医薬品の販売等の許可に関する事務を行ない、薬局開設者、医薬品の販売業者等に対して業務の停止、構造設備の改修等を命じ、医薬品等を業務上取り扱う者に対して医薬品等の廃棄等の措置をとるべきことを命じ、又は職員をして廃棄等の処分をさせ、薬局開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして薬局等に立入検査させ、及び医薬品等の製造業者又は輸入販売業者について許可の取消し又は業務の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申する等医薬品等の取締りに必要な措置を講ずること。

〔二十九の二〕 薬剤師法(昭和三十三年法律第四十六号)の定めるところにより、薬剤師について免許の取消し又は業務の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申する等薬剤師等の取締りに必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(四十二)中「許可に関する事務を行ない」の下に、「社会福祉法人から必要な報告を徴し、又は職員をして業務及び財産の状況を検査させ」を加える。

別表第三第一号(四十五)の次に次のように加える。

〔四十五の二〕 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者について、精神薄弱者援護施設に入所させ、又は援護を職親若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に委託する等福祉の措置を講ずること。

別表第三第一号(五十)中「身体に障害のある児童に対して育成医療の給付を行ない」を「未熟児、身体に障害のある児童若しくは骨関節結核にかかっている児童に対して養育医療、育成医療若しくは療育の給付を行ない、養育医療機関を指定し」に、「指定医療機関」を「指定養育医療機関等」に、「育成医療の給付を受け」を「養育医療等の給付を受け」に改める。

別表第三第一号(五十三)を次のように改める。

〔五十三〕 国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険に關する市町村の条例の制定又は改廃について協議し、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会について、設立、解散等の認可に関する事務を行ない、解散、役員改任等を命じ、及び役員を改任し、療養取扱機関の中出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する事務を行ない、並びに国民健康保険の保険者等から必要な報告を求め、又は職員をして事業及び財産の状況等を検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(五十五)の五を

別表第三第一号(五十五)の五を

五十五の七とし、五十五の四を五十五の五とし、五十五の五の次に次のように加える。

五十五の六 未婚遺棄者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)及びこれに基づく政令で定めるところにより、未婚遺棄者に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の宣告の請求及び未婚遺棄者の遺族に対する弔慰料の支給に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号中五十五の三を五十五の四とし、同号五十五の一「遺族年金」の下に「遺族給付年金」を加え、同号中五十五の二を五十五の三とし、五十五の次に次のように加える。

五十五の二 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、被保険者の任意脱退を承認し、国民年金手帳を作成して被保険者に交付し、特別支給による福祉年金及び二十歳に達する前に初診日があつた者に対する障害福祉年金の受給権の認定を行ない、福祉年金に関する証書の作成に関する事務を行ない、被保険者からの申請に基づき保険料の納付義務を免除し、国民年金印紙の検認を行ない、保険料の前納又は追納を承認し、並びに被保険者又は受給権者に関する調査をする等の事務を行なうこと。

別表第三第一号五十七の三の次に次のように加える。

五十七の四 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、退職金共済契約の解除、退職金の減額支給等の事由の認定等に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号五十八中「公共職業補導所を設置し、及び経営し、工場、事業場等が行う監督者の訓練に對して技術援助を行ひ」を削る。

別表第三第一号中五十九の二を五十九の四とし、五十九の次に次のように加える。

五十九の二 身体障害者雇用促進法の定めるところにより、市町村の任命権者の作成する身体障害者又は重度障害者の採用に関する計画及びその実施状況の通報を受け、並びにその適正な実施に関する事項を勧告すること。

五十九の三 職業訓練法及びこれに基づく政令の定めるところにより、職業訓練の実施に関する基本的な計画を定め、職業訓練指導員の免許及び技能検定に関する事務を行ない、事業内職業訓練について基準に適合するものを認定し、認定職業訓練を行なう事業主から必要な報告を求め、並びに関係事業主の団体に對して職業訓練の実施又は改善を勧告する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号六十二の六の次に次のように加える。

六十二の七 北海道寒冷地畑作営

農政改良金融通臨時措置法(昭和三十四年法律第九十一号)の定めるところにより、営農改善資金の貸付資格の認定に関する事務を行ない、及び営農改善資金の貸付を受けようとする者等に對して営農改善計画の作成又は達成に對して必要な指導を行なうこと。(北海道知事に限る)

別表第三第一号中七十三の四を七十三の五とし、七十三の三の次に次のように加える。

七十三の四 養鶏振興法の定めるところにより、標準鶏の認定、ふ化業者の登録及び登録ふ化業者のふ化場の新設の確認に関する事務を行ない、並びに登録ふ化業者に對して必要な措置をとるべき旨を命じ、及び登録ふ化業者から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させること。

別表第三第一号七十三の二を次のように改める。

七十三の一 酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)の定めるところにより、酪農事業施設の設置及び変更の承認等に関する事務を行ない、市町村に對して酪農経営改善計画の作成及び変更に對して助言、勧告その他の援助を行ない、生乳等取引契約に係る紛争に對してあつせん又は調停を行ない、並びに牛乳又は乳製品の生産者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号八十七中「又は狩猟登録に関する事務を行ない」を「又は狩猟免許を受ける者に対する講習会を開催し」に改める。

別表第三第一号中八十九の三を八十九の四とし、八十九の二を八十九の三とし、八十九の次に次のように加える。

八十九の二 漁業協同組合整備促進法(昭和三十五年法律第六十一号)の定めるところにより、整備計画の認定に関する事務を行ない、整備計画の樹立及び変更並びに実施に関する助言をし、並びに漁業協同組合に對して合併に對しての協議をすべき旨の勧告をする等の事務を行なうこと。

別表第三第一号九十中「これに基づく政令の定めるところにより」の下に「加入区を指定し、及びその指定を変更し、指定漁船所有者の付保義務の発生の同意の公示等に関する事務を行ない」を加え、「及び漁船保険組合」を「並びに漁船保険組合」に改める。

別表第三第一号九十二中「制定等」を「制定等」に改める。

別表第三第一号九十三の三の次に次のように加える。

九十三の四 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)の定めるところにより、工業用水道施設の設置又は変更に関する測量等のための工業用水道事業者の他人の土地への立入りを許可すること。

九十三の五 工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第八十二号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置又は変更等の届出を受け、及び汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命じ、工場排水等を指定水域に排出する者に對して汚水等の処理の停止その他必要な措置を命じ、並びに特定施設を設置している者から必要な報告を求め、又は職員をして工場等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号九十四中「検定を実施し、及び」を一検定及び基準器の検査を実施し、並びに「計量器の取揃上」を「適正な計量の確保上」に改める。

別表第三第一号九十五中「許可に関する事務を行ない」の下に「製造業者等について、保安教育計画等の認可に関する事務を行ない、及び火薬類取扱保安責任者等の解任を命じ、消費者に對して保安教育計画を定めるべき者を指定し」を加える。

別表第三第一号九十七の七の次に次のように加える。

九十七の八 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、商工会の設立、定款の変更等の認可に對して業務の停止等の処分をし、及び商工会から必要な報告

を求め、又は職員をして事務所に立入検査をさせる等監督上必要な措置を講ずること。

九十七の九 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、商工組合又は商工組合連合会の設立、定款の変更、合併、調整規程又は総合調整規程の設定又は変更等の認可に関する事務を行ない、中小企業者であつて組合員以外のものに対して商工組合へ加入すべきことを命じ、及び商工組合等から必要な報告を求め、又は職員をして組合員たる資格を有する者等の工場、事業場等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号中九十七の四を九十七の六とし、九十七の三を九十七の五とし、九十七の二の次に次のように加える。

九十七の三 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)の定めるところにより、水洗炭業者の登録に関する事務を行ない、水洗炭業者に対して事業の改善又は停止を命じ、及び水洗炭業者から必要な報告を求め、又は職員をして事業場に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、水洗炭業の施業に係る損害の賠償について、紛争の額の決定、権利の実行の中立の審査等の事務を行ない、並

びに登録の取消し等の処分に対する異議の申立てを決定すること。

九十七の四 電気工事士法(昭和三十三年法律第百三十九号)の定めるところにより、電気工事士免状を交付し、電気工事士試験を行ない、及び電気工事士から必要な報告を求め、等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百一)を次のように改める。
(百一) 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)の定めるところにより、購買会事業を行なう者に対して、従業員以外の者の利用を禁止し、又は必要な措置を命じ、指定地域内における小売市場の許可に関する事務を行ない、指定地域内にある小売市場を店舗の用に供する小売商が不正な取引方法を用いてると認めるときに公正取引委員会に必要な措置をとるべきことを求め、中小小売商に係る紛争のあつせん、調停又は勧告に関する事務を行ない、及び購買会事業を行なう者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等の事務を行ない、並びに小売市場の許可の取消し等の処分に対する異議の申立てを決定すること。

別表第三第一号中百十三の三を百十三の四とし、百十三の二を百十三の三とし、百十三の次に次のように加える。

百十三の二 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の定めるところにより、地すべり防止工事基本計画を作成し、主務大臣又は都道府県知事以外の者が施行する地すべり防止工事に関する設計及び実施計画を承認し、地すべり防止区域内における地下水の誘致行為等及びばた山崩壊区域内における立木竹の伐採等の許可に関する事務を行ない、地すべり防止施設の管理者等に対して、改良、補修等を命じ、並びに地すべり防止施設の管理者から必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして地すべり防止施設に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、並びに地すべりにより著しい危険が切迫しているとき居住者に立退きを指示する等地すべり防止工事又はばた山崩壊防止工事の施行その他地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区域の管理に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号百十五の二中「有料道路の新設又は改築」を「有料道路の新設若しくは改築又は首都高速道路公団の作成する工事実施計画書」に改め、同号百十五の二の次に次のように加える。

百十五の三 首都高速道路公団法の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に関し協議すること。

別表第三第一号百十七の次に次のように加える。
百十七の二 下水道法及びこれに

基づく政令の定めるところにより、公共下水道の事業計画の認可に関する事務を行ない、公共下水道管理者又は都市下水道管理者に対して公共下水道又は都市下水道の改善等を命じ、及びこれらの者から必要な報告を求め、等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号百二十の二の次に次のように加える。
百二十の三 住宅地区改良法の定めるところにより、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に関する事務を行ない、土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命じ、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の試掘等を許可し、及び市町村に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な報告、助言若しくは援助をする等の事務を行ない、並びに土地の原状回復等の命令に対する異議の申立てを決定すること。

別表第三第二号(五)の四から五の四までを削る。
別表第三第二号(五)の次に次のように加える。

六の六 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の定めるところにより、公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定め、及び市町村の設置する義務教育諸学校の学級編成を

認可すること。
別表第三第二号(七)中「社会教育法の定めるところにより」の下に「社会教育主事、社会教育主事補及び公民館の職員の研修を行ない」を加え、「明治二十九年法律第八十九号」を削り、「及び公民館」を「並びに法人の設置する公民館の事業又は行為の停止を命じ、及び市町村の設置する公民館」に、「行い、並びに市町村の公民館の運営に要する経費についての国の補助に関する事務を行うこと」を「行なうこと」に改める。

別表第三第二号(十二)中「銃砲刀剣類所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)を「銃砲刀剣類所持取締令(昭和三十三年法律第六号)に改める。
別表第三第二号(十三)中「教科用図書」の下に「及び修学旅行費」を加える。

別表第三第二号中(十三)の四を(十三)の五とし、(十三)の三を(十三)の四とし、(十三)の二を(十三)の三とし、(十三)の次に次のように加える。

(十三)の一 学校保健法の定めるところにより、市町村立の義務教育諸学校の校長及び教員の結核に関する定期の健康診断を行なうこと。
別表第三第四号中「風俗営業取締法」を「風俗営業等取締法」に改め、「営業停止」の下に「並びに飲食店営業を営む者の営業の停止等」を加える。
別表第三第四号(六)を次のように改

(六) 道路交通法及びこれに基づく政令の定めるところにより、自動車及び原動機付自転車の運転免許試験及び運転免許に関する事務等を行なうこと。

別表第三第四号(七)中「銃砲刀剣類等所持取締令」を「銃砲刀剣類所持取締法」に改める。

別表第三第四号(七)の次に次のように加える。

(八) 火薬類取締法の定めるところにより、火薬類を運搬しようとする者に対して運搬証明書を交付し、及び必要な指示をし、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため火薬類の運搬を一時禁止し、又は制限し、並びに職員をして火薬類の製造所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第四第一号(一)中「及び必要な指導を」を「必要な指導を行ない、及び医療手当を支給し、並びに被爆者一般疾病医療機関の指定」に改める。

別表第四第一号中(十九)の三を(十九)の五とし、(十九)の二を(十九)の三とし、(十九)の三の次に次のように加える。

(十九)の四 小売商業調整特別措置法の定めるところにより、都道府県知事が行なう小売市場の許可に關し協議する等の事務を行なうこと。

別表第四第一号(十九)の次に次のように加える。

(十九)の二 児童福祉法の定めるところにより、妊産婦等に対して保健指導を受けることを勧奨

し、妊婦の届出をした者に母子手帳を交付し、及び未熟児に対して養育医療の給付を行なうこと。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十)の二中「又は改築」を「若しくは改築又は首都高速道路公園の作成する工事実施計画書」に改め、同号(二十)の次に次のように加える。

(二十)の三 首都高速道路公園法の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に關し協議すること。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第二号中(一)の三を(一)の四とし、(一)の二の次に次のように加える。

(一)の三 消防法の定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所について、設置及び位置、構造又は設備の変更を許可し、完成検査を行ない、修理、改造、移転又は使用の停止を命じ、並びにこれらの所有者等から資料の提出を求め、又は職員をしてこれらの場所に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、並びに映写技術者の選任等の届出を受け受理すること。(消防本部及び消防署を置く市町村の市町村長に限る。)

別表第四第二号(三)及び(四)を次のように改める。

(三)及び(四) 削除

別表第四第二号(七)中「書き換え」の下に「登録原票の記載を訂正し」を加える。

別表第四第二号(二十二)の次に次のように加える。

(二十二)の二 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、福祉事務所を設置しない町村の長は、都道府県知事又は福祉事務所長の行なう事務に協力し、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、精神薄弱者について精神薄弱者援護施設に入所させ、又は援護を職親若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に委託する等福祉の措置を講ずること。

別表第四第二号(二十四)の次に次のように加える。

(二十四)の四 国民年金法及びこれに基づく政令の定めるところにより、国民年金印紙の検認を行ない、被保険者、受給権者等から資格の取得及び喪失、任意脱退、任意加入、保険料の免除等に関する届出、承認の申請、申出、申請等を受け受理し、これらに係る事実を審査し、福祉年金の受給権の裁定の請求を受け受理し、その請求に係る事実を審査し、並びに国民年金手帳及び福祉年金に關する証書の交付に關する事務等を行なうこと。

別表第四第二号(二十六)を削除。

別表第四第二号中(三十七)の四を(三十七)の六とし、(三十七)の三を(三十七)の五とし、(三十七)の二を(三十七)の三とし、(三十七)の三の次に次のように加える。

(三十七)の四 水洗炭業に關する法律の定めるところにより、水洗

炭業者の登録の申請、届出及び報告を都道府県知事に送付すること。

別表第四第二号(三十七)の次に次のように加える。

(三十七)の二 計量法の定めるところにより、定期検査を受けるべき計量器の種類及び数を調査し、都道府県知事に報告すること。(政令で定める特定市町村の市町村長を除く。)

別表第四第二号(四十九)の次に次のように加える。

(四十九)の三 住宅地区改良法の定めるところにより、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の障害物の伐除を許可すること。

別表第四第三号(五)中「教科用図書」の給与を「教科用図書及び修学旅行費の給与」に、「教科用図書又はその購入費」を「教科用図書若しくはその購入費又は修学旅行費」に改める。

別表第四第三号(五)の二を(五)の三とし、(五)の次に次のように加える。

(五)の二 学校保健法の定めるところにより、小学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部に就学させるべき者の健康診断を行ない、及びその結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行なう等の措置を講ずること。

別表第五第一号の表福祉に關する事務所の項所掌事務の欄中「及び身体障害者福祉法」を「身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法」に改める。

別表第五第二号の表福祉に關する事務所の項所掌事務の欄中「及び身体障害者福祉法」を「身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法」に改める。

別表第六第一号の表都道府県の部中統計主事の項の次に次のように加える。

三條に改める。

別表第六第一号の表都道府県の部中身体障害者福祉司の項の次に次のように加える。

保健所の所長	保健所法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)第四條の定めるところによる。
精神薄弱者福祉司	精神薄弱者福祉法第十一條の定めるところによる。
精神薄弱者福祉司	精神薄弱者福祉法第十一條の定めるところによる。
栄養指導員	栄養改善法第九條第三項の定めるところによる。

保健所の所長	保健所法施行令第四条の定めるところによる。
栄養指導員	栄養改善法第九条第三項の定めるところによる。

別表第六第一号の表市町村の部中
社会福祉主事の項の次に次のように加える。

計量器の検定等の事務に従事する職員	計量法第二百二十五条の定めるところによる。
	計量法に基づく政令で定める特定市町村

別表第六第二号の表都道府県の部中
教諭
教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。

教諭	教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。
養護教諭	に改める。

別表第六第二号の表市町村の部中
指導主事の項の次に次のように加える。

社会教育主事	社会教育法第九条の四の定めるところによる。
--------	-----------------------

別表第六第二号の表市町村の部中
養護教諭の項の次に次のように加える。

社会教育主事補	市
---------	---

別表第七第一号の表中
温泉審議会
温泉法第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務

危険物取扱主任者等試験委員	消防法第十三条の三第一項（第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による危険物取扱主任者試験及び映写技術者試験の実施に関する事務
温泉審議会	温泉法第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務

別表第七第一号の表国民健康保険
審査会の項担任する事務の欄を次のように改める。

国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務

別表第七第一号の表中国国民健康保険診療報酬審査委員会の項を削る。

別表第七第一号の表中都道府県森林電気工事士試験委員
電気工事士法第五条第一項の規定による電気工事士試験の実施に関する事務

別表第七第二号の表中	国民健康保険を行 う市町村 の市町村 長	国民健康 保険運 営に 関する 事項の 審 議に 関する 事務	国民健康 保険法第 八 条ノ十九 の規定に よ る国民健康 保険の運 営に 関する 事項の 審 議に 関する 事務
------------	-------------------------------	---	---

市町村長
国民健康保険
運営協議会
国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議に関する事務

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第二百九十三条において準用する同法第二百五十三条

3 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
第十三条中「被選挙権を有しない」を削り、「同法第二百二十七条第一項中」の下に「第九十二条の二」とあり、又は「同条」とあるのは「地方自治法第八十条の五第六項」と、を加える。

4 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。
第九十七条の次に次の一条を加える。
（就職の制限による委員の失職）
第九十七条の二 委員が地方自治法第九十七条の五第六項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、第八十五条第三項第一号の委員にあつては委員会、同項第二号の委員にあつては都道府県知事が決定する。この場合において、委員会の決定は、出席委員の三分の二以上の多数によらなければならない。

2 前条第二項（委員の弁明）の規定は第八十五条第三項第一号の委員に、前条第三項（決定書の交付）及び第四項（出訴）の規定は委員会及び都道府県知事の決定に準用する。
第三百三十二条中「第九十六条（委員の辞職の制限）」の下に「第九十七条の二（就職の制限による委員の失職）」を加える。

理由

公有水面に係る市町村の境界を定める手続、普通地方公共団体の議会の議員、長その他の議員が請負禁止の規定に該当するかどうかを定める手続並びに数都道府県にわたる市町村及び特別区の組合の設立等に関する手続を整備し、広域にわたる総合的な計画を作成するため普通地方公共団体の協議会を設けることができ、その他普通地方公共団体が処理しなればならない事務等を掲げた別表に所要の改正を加える等の必要がある理由である。

○濱田委員長 政府より提案理由の説明を求めます。渡海自治政務次官。

○渡海自治政務次官 たいだいま議題になりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方自治法は、昭和二十二年に制定されましたからすでに累次にわたる改正を重ねておりますが、今回は地方行政の合理化及び簡素化に資する見地から、必要最小限度の改正を行なうこととしたものであります。すなわち、公有水面埋立地の所屬をめぐり、関係市町村間に紛争があるため所屬未定地の編入処分ができない例があり、また、公有水面のみにかかる市町村の境界を定める手続を簡素化し、公有水面埋立地の竣工前に、すなわち当該地域が公有水面である間に問題の解決をはかるようにするとともに、普通

地方公共団体の議会の議員、長その他の職員が請負禁止の規定に該当するかどうかの認定の手続を整備し、さらに最近における普通地方公共団体の事務の広域的処理の必要性の増大にかんがみ、普通地方公共団体の協議会、一部事務組合等の共同処理方式について合理化をはかり、あわせて法令の制定及び改廃に伴い、普通地方公共団体が処理しなればならない事務等を掲げた別表に所要の改正を行なうとするものであります。以下改正法律案の主要な事項について概略を御説明申し上げます。

第一は、公有水面のみにかかる市町村の境界を定める手続を整備することとしたことであり、すなわち、先ほど申し上げました通り、現在公有水面埋立地の所屬をめぐり関係市町村間に紛争があるため所屬未定地の編入処分ができない例が数件ありますが、将来教地方公共団体の地先にわたって公有水面埋立ての行なわれる例はますます多くなることが予想されますので、比較的簡易な手続により、公有水面のみにかかる市町村の境界及び公有水面のみにかかる市町村の境界に関する争論の処理ができるようにするとともに、公有水面の埋立てが行なわれる場合において、当該埋立てにより造成されるべき土地の所屬すべき市町村を定めるため必要があるときは、必ず埋立ての竣工前にある限り早い時期に市町村の境界の決定、変更又は確定をしなければならぬものとし、もって埋立地の所屬をめぐり紛争の起ることのないようこれを未然に防止し、あわせて埋立

地の所屬を合理的に定めることができ、第二は、普通地方公共団体の議会の議員、長その他の職員が請負禁止の規定に該当するかどうかを定める手続の整備に関するものであります。現行地方自治法におきましては、普通地方公共団体の議会の議員、長その他の職員は、当該普通地方公共団体に對し請負をすることができない旨が規定されており、これらの者が請負禁止の規定に該当するかどうかを決定する手続を欠いているため運用上遺憾な点が見られますので、この際その決定手続を整備しようとするものであります。

第三は、広域にわたる総合的な計画を作成するため普通地方公共団体の協議会を設けることができることとする等普通地方公共団体の協議会に関する制度を合理化しようとするものであります。現在すでに普通地方公共団体は、事務を共同して管理執行し、または事務の連絡調整をはかるため、普通地方公共団体の協議会を設けることができるのであります。都市発展の趨勢及び地域開発の必要にかんがみ、広域にわたる総合的な計画を共同して作成する普通地方公共団体の協議会を設けることができるものとし、公益上必要があるときは、自治大臣及び都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に對し、協議会を設けるべきことを勧告することができるものとするとともに、協議会には、関係のある公の機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるものとする等普通地方公共団体の協議会に関する規定を整備することとしたのであります。

第四は、数都道府県にわたる市町村及び特別区の組合の設立、規約の変更及び解散の手続について合理化をはかり、自治大臣が関係都道府県知事の意見を聞いて許可等を行うことに改めたのであります。

第五は、昭和三十三年以来改正をいたしておりません別表につきまして、その後の法令の制定及び改廃に伴う所要の整備を行なうとするものであります。以上が、この法律案を提案いたしました理由及び法律案の内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○濱田委員長 以上をもちまして提案理由の説明は終わりました。両案に関する質疑は後日に譲ります。

○濱田委員長 次に地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を継続いたします。安宅常務委員。

○安宅委員 私は、この間、地方交付税法の改正の問題について、交付税率そのものを上げないでいろいろ技術的ないじくり方をしても、地方自治の独立性と申しますか、そういうものを強化していくという法の精神に反することとがたかさんあるではないか、たとえばこういうことはどうだ、これはどうだというふうにして、二、三点の事実をあげますが、なかなか具体的な御答弁がなかったもので、さらに私は例としてあげたいいろいろなものとあわせまして、質問を保留しておいたところで

ありました。

〔委員長退席、田中（榮）委員長代理着席〕

従って、この間ちよつと具体的な問題の中でどうしてはつきりしない点の一つありましたので、きょう保留してある分に入る前に聞いておきたいのであります。この間、たしか財政課長だと思つたのですが、教職員宿日直手当というものは二百六十円、あるいは二百四十円にとり上げられ、しかも、しかし警察官や一般の地方公務員の場合には三百六十円になっておる。上げたことは上げたが、その水準に達しない。こういうことはお認めになっておるわけですか。しかし、このことは宿日直手当の性格からして、これでは労働基準法に違反するのでは、ないか。こういう質問をしたところは、違反をしておるか、違反をしないかわからないか。それで財政課長だからわからないというふうに見えることもできると思うのでありますが、その場合行政局の方では、これは単なる財源のはじぎ方の技術的な、いわゆる技術者じゃないのでありますから、そういう意味で行政局関係の方では、このことをどういふふうに見ておられるか、一つ明確な答弁を先に承っておきたいと思つておられます。

○藤井（貞）政府委員 私からお答えをいたしたいと思つて、労働基準法と地方公務員の関係につきましては、御承知のように、労働基準法は原則的には地方公務員に適用されるという建前をとっておりますので、従いまして、今御指摘の問題に関連をいたします第三の賃金その他につきましては、労働基準法の規定の適用はあると

あります。

いうことに相なるわけでありませう。ただ宿日直手当の場合において、困並みの三百六十円でないことが、直ちに労働基準法そのものにばり違反するかどうかということに相ならずと、法律の趣旨その他は別問題といたしまして、形式的にはばりそのものが労働基準法に違反するとは言えないのでございませう。と申しますのは、現在労働時間の延長あるいは宿日直等を行なわせずの場合におきまして、民間企業の場合には、それぞれ行政官庁、すなわち労働基準監督署の許可を得てやっていますわけでありませうが、その場合に、許可をいたします場合の一つの行政の指針といたしまして、宿日直手当の額というものは、普通のいわゆる標準報酬というものを基礎にいたしまして、やはりその三分の一を下らない限度に押えて、それをめどにして許可をすべきであるというような指針を出しているのではありません。従いまして、その法律の趣旨というものが、地方公務員の場合にも当然尊重していくということがやはり建前であろうと思ひますけれども、法律そのものにそういうことを書いてあるわけではございませんで、労働基準監督署が休日勤務等について許可をいたします場合の指針というものを示しておりますが、その趣旨に適合しないではないかというお話であらば、これはその通りであるというふうには言わざるを得ないかと思ひます。しかしながら、この間から財政局系統からる御答弁を申し上げていると思うのでありますが、この点につきましては、教員に關しては、御承知のように国庫負担の制度がございませう、国庫負担の建前に対して、その裏

づけとなる財政計画について必要な予算上の措置を講じているということでございます。困の基準がそうなっておりますために、額の点からいえば三百六十円ということに相なっております。これは事実でございますけれども、全体の困としての考え方あるいは地方公共団体の財政状況と給与の実態というものから見まして、これ以上いき得ないということ、年々前進した態勢ではいつておりますけれども、現状のようなことにとどまっておりますというのが現実の姿であるというふうに考えおる次第であります。

○安宅委員 そのことは具体的に言つたんです。これは内藤初局長がこの委員会に出席をした三月の初めでありましたか、あのときに私が質問をしたところが、私の意見は正しいのですというのを内藤局長は言つたわけでございます。そのときに自治省関係の人はこれにこしておたじやないか、こういうことを言つてそのことには触れておるのではありませんか、これは労働次官の通達ですから、労働基準法を——たとえば普通の一般の教員や地方公務員の諸君が買つていろいろな法律の書いてある本にも明確に書いてあり、それが一つの例規になり、ちゃんとしたものになっているわけですか、それを守らないということになりませう、これは労働基準法違反として当然出てくるのがあたりまえなのでございませう、この通達が出ていますの、それも国自体が守らないというところは、労働基準法違反にそのものずばりならないという見解は、これは間違つてゐるのではないか、こういうことを私はこの前申し上げた。そういう

たら、それはどうも私ではわからないう意味で文部省に對してございませう、違反してゐるかどうかからいふという意味の答弁であつたのであります。

第二番目のあなたの御答弁によりまして、今度は国庫負担の割合の問題になつてくるのでありますが、そういうふうになつた場合には、いわば文部省と自治省の経費の負担をどれぐらにするかという両者の関係であつて、国であるというその性格には変わりはないのでございませう、向こうがたたくさん負担してくれなければこつちがよけい負担するか、それがいやだつたら両方話し合つて三百六十円に達するようにするのがあたりませうか、こういう意味の質問をしたところが、それについては私の回答をそのとき課長がされておるわけですか、文部省がさういふところで逃げないで、文部省なら文部省でも少し上げてもらわぬと、こつちの方も交付税の場合に困んだということを言つて両方話し合ひをしたかどうか、こういうことがあつたかどうかというのを、さらにそれはあなたに聞いてみたいと思ひます。

○奥野政府委員 いつですか、山口さんから同じようなお話がございませう、その際にもお答え申し上げましたので重複して恐縮でございませう、地方財政計画の立て方は国庫支出金の計上の仕方に合わせておるわけでございます。従いまして、教職員の日宿直の手当も三百六十円を下回る金額になつておるわけでございます。それについては毎回申し上げました通り、私たちがしては漸次引き上げていきたいと思ひます。

は労働基準監督署の権限を委任されておる。しかるにこの自治省が行なつておるところの財政計画では、この基準監督署の指示にそむかざるを得ないという立場に置いておると思ひます。そこで私は、許可権者が市町村長だからお尋ねするのでありますが、少なくとも労働基準監督署の任務を代行しておる市町村長、そういう任務を与えておる市町村長、しかも市町村長に対していろいろ指導助言する権限はこれは自治省にあるわけですから、その自治省がなぜ財政計画でもつて、その市町村に委任をされておる権限、しかもその権限を行使するにあつて労働省の事務次官が出しておる通牒にそむかざるを得ないような財政措置をしておいて、市町村長に対してはどつちの態度もりなのか、この点を一つはつきりお尋ねいたしておきたいと思ひます。

○山口(總)委員 この問題に關連してお尋ねいたします。

行政局長にお尋ねしたいのですけれども、先ほど御答弁を聞きましたが、問題は現在この義務制諸学校の宿直公務員法並びに教育委員会の法律によりまして市町村長になっておるのでございませう。県立学校の職員は人事委員、あるいは県庁の職員の許可権者は人事委員会、ですから労働基準監督署が行なうべき許可権を人事委員会なりあるいは市町村長が代行しているという形になるわけですね。そこで私は行政局長にお尋ねしたいと思ひます。けれども、局長も労働次官通達が出ておるといふことは承知しておる。そして現にその義務制諸学校の教職員の給与の平均日給の三分の一は、今回の二百六十円なり二百四十円より高いというところも行政局長は承知しておると思ひます。そうすると、結局市町村長

は労働基準監督署の権限を委任されておる。しかるにこの自治省が行なつておるところの財政計画では、この基準監督署の指示にそむかざるを得ないという立場に置いておると思ひます。そこで私は、許可権者が市町村長だからお尋ねするのでありますが、少なくとも労働基準監督署の任務を代行しておる市町村長、そういう任務を与えておる市町村長、しかも市町村長に対していろいろ指導助言する権限はこれは自治省にあるわけですから、その自治省がなぜ財政計画でもつて、その市町村に委任をされておる権限、しかもその権限を行使するにあつて労働省の事務次官が出しておる通牒にそむかざるを得ないような財政措置をしておいて、市町村長に対してはどつちの態度もりなのか、この点を一つはつきりお尋ねいたしておきたいと思ひます。

○藤井(貞)政府委員 いただいた御質問でございますけれども、お話がございませう。従いまして、労働基準法の施行に關するいろいろの実施通達、そういうものを参考にしまして、私は趣旨の建前から申しまして当然そうあるべきものではないかというふうに考へておるのであります。

日宿直の問題につきましても、一日平均給の三分の一を下らないということについては、通達が出ておること承知をいたしております。なるべくその方向に合致させるように指導するの

を今日までもやってきておるつもりでございませうけれども、全体といたしまして、今財政局長もお話をいたしましたような、国の負担というものに対してそれに見合う財政計画をやつていく、そういうような制度の建前から申しまして、まだいゆるあるべき姿にはいっておられないことは、これは遺憾ながら事実として認めざるを得ないと思つております。ただ私たちが、直接市町村ということも問題がございませうけれども、それ以外に毎年度の財政計画の策定という段階におきましては、問題としていろいろございませうものを打ち出して、財政当局とも話をして、できるだけわれわれの主張もそこに織り込むように毎年努力はいたしております。ただ、その努力の点について至らないという点はこれは認めざるを得ないと思つてございませうけれども、ことしの場合もわずかではございませうけれども若干は上がつておる。そういう方向で今後もこの日宿直手当の増額という点については、それは國家公務員並みに是正をしていくという点についてはさらに努力をいたしたい、こういうつもりでおるわけでございます。

○山口(鶴)委員 今御答弁を聞きまして、市町村長にはそういう通牒を守らせるように指導はしておるといふのです。しておるといふのですけれども、その財政計画の方では、守らぬような財政計画を組んでおるわけですか、財政局長さんの方では、そういうことではいふまでもないけれども、伴うものについては、しかもその二分の一を負担するものについては、同額

をつけるという建前でずつとつておられますけれども、そういうことでは、片や守らせるように指導するといつても、片や守らぬような金を組んでおるわけですか、これではいかぬと思つて。そこで私は、大臣おられませんから政務次官にお聞きしたいと思つておるけれども、明らかにその二つの、行政局の態度と財政局の方の態度は矛盾しておると思つておる。そういうお役所のしやくし定木でいけばそういう格好になるかどうかわかりませんが、明らかに矛盾して解決しているものを、私は大臣なり次官なりのお仕事ではないかと思つておる。これに対して、次官といたしましてはこの矛盾をどういふ形でさばくおつもりですか、この点を一つお答えいただきたいと思つておる。

○津海政府委員 市町村長の總体的な行政の運営につきましては、自治省はこれについて干渉と申しますか、助言監督と申しますか、すべてについて関係があるものかと思つておる。しかしながら、市町村長の行なうところの行政につきましては、その内容を分類すれば、政府の中でそれぞれこれを所管、管轄する直接の官庁がございませう。本件に対しましては、もとより財政的な面ではわれわれは関係するのでございませうが、それが直接の行政の責任を担当される省は文部省である。文部省の方におきまして、この点に關するところの市町村長に対する直接の助言監督を教育長會議その他を通じて指導されておるのじやなからうか、その部面できめられた金額が結局のところは折半負担でありますので、この国庫

補助に現われますところの財政の裏づけは、自治省といたしまして町村長に見てやらなくちゃならないといふので、その数字からはじき出したものを財政需要額の方に出させておる。しかしながら、これは主管省の問題でございませうが、全体的な町村行政は自治省がなげなければならぬ、その財源付与もこちらからやらなければならぬ。しかもこういう実情が、当然だいま御指摘になっております宿日直等に対しまして、規定の金額にまで上がらなければならぬのでありませう。その金額に對する財政的な裏づけもこちらの方は当然やらなければならぬ、かように考えております。直接の主管省は文部省でありまして、その方からはじき出された数字だけは必ず見ておつておる、この点に對する文部省と自治省との予算編成期における連絡、あるいは市町村長に對するところの私たちの権限における助言等は、ただいま両局長から述べた通りでございませうが、私は、直接の責任と、そこからはじき出された数字によつて財政的な裏づけを組んでおるのが現実の姿ではなからうか、かように考えておるわけでありませう。

○安宅委員 どうもおかしいと思つておる。労働基準法に直接違背はしないうい、こういう見解だといふのですが、次官通達で基準が定められて、法律解釈のいろいろあるものにも堂々と労働省の解釈は出ておるわけですね。それを國が守つていないのは形式的には労働基準法上違反にならないといふ答弁をした、精神はともかくとして、あなた

じゃないですか。中小企業のおやじじやあるまいし、そんなことを言われたらこっちは困るわけでありませう。それで、今度財政局長の答弁の中に、逐次上げていく、こういうふうに出ておるわけですが、労働基準法の一、二に、これは最低の基準だと書いてあるじやありませんか。最低の基準で、これより下ははいけません、書いてあるのです。少しずつ近づけていっていいということはこの条文にも書いてありませう。これはどういふように考えておられますか。それでいいと思つておるのですか。

○奥野政府委員 先ほど行政局長が申しましたように、違法とは考えていないのであります。しかしながら、私たちは逐次上げていきたい、こういう考え方でおるわけでありませう。労働基準局長からの通達に三分の一の問題が出ておるわけでありませう。その通達には同種の労働者に支払われておる賃金に一日の平均額の三分の一といふことになっておるわけでありませう。一、二教育職員などの範囲のもの給与の額を基準として考えたいのかといふところにもいろいろ問題があるわけでありませう。そういうこと考えておるわけでありませう。ずばり三百六十円だけならば三分の一にならないといふものも考え方もできないわけでありませう。そういうこともございませうので、私は逐次上げていきたいと思います、こういう考え方をしていきたいと思います、三百六十円が絶対になければいけない、こう思つておるわけじやございませう。ただ國家公務員その他につきまして三百六十円になつておるわけでありませうので、私たちが同じような扱いをして

いきたい、こういうふうに考えておるわけでありませう。

○安宅委員 どの部分の賃金あるいは給与の三分の一になつておるのかといふことが問題なんだといふ答弁だつたら、言ひの答弁がだんだんぼろが出てくることになりはしませんか。そんなばかな答弁が財政局長からあつていいのですか。行政局長はどんな考へですか。

○藤井(貞)政府委員 今奥野君から申しました同種のといふ意味は、おそらくは教育の場においておられる方々でも、その職務内容において、いわゆる純然たる教員、そうでない方というよきな相違がございませうが、それに基づきまして、いわゆる同種といふこと考へ方の分類といふものがございませう。たゞこの点は、安宅委員もよく御承知の上でのお話だろつと思つておる。今、全体的に見まして、今の給与水準から申せば、私は率直に申しますけれども、三分の一には違つていないといふことだと思つておる。ただ、その点については先刻申し上げておる。その点については、國庫負担との関係、その裏づけをなす財政の手当の問題、それらの点を総合的に考えていかなければ、私たちの方だけで問題を処理するわけにも参りませうので、逐次改善をする努力をやつていこうといふ趣旨で申し上げておるつもりであります。

○安宅委員 だから私は聞いておる。あなたの方では文部省が出すやつあればええ出せばいい、こつち半分、あつち半分、内藤さんをつるし上げたとき、あなたの方にはこゝにこゝしておつ

た。それではまずいから、向こうの方も上げなければならぬ、こつちも上げなければならぬじゃないか、しかもそれは労働基準法の最低基準を下回るようなことを国がしてはいけないのではなにかという考えにあなた方は到達してないのかというのを何回も聞いています。それはいけないことだというふうで考えておられないところに問題があるのですから……。やはり悪いことだと思っていないのですか。最低の基準に近づけていこうという政策を実はとっておりますとあなたの方では言うけれども、そのこと自体が労働基準法に違反しているということをおっしゃっている。最低の基準であつて、これより下回つてはいけないのだ。その基準をずつと伸ばしていかねければならぬと労働基準法に誓いてある。あなたの方はそれより下回つている。近づけていこうという大へんりつぱな答弁をしていますが、近づけていくこと自体が間違ひであつて、初めから最低の基準を守らなければならぬ国の機関が、所管省は文部省だからと次官は逃げた。だけれども、文部省も自治省も国じゃありませんか。国の機関が両方責任のなすり合ひをして、労働基準法に違反しているということは間違ひしておりませんかということをお聞きしておる。

かなければならない、これがおそらく法の精神じゃなからうかと考えますので、私たちが、政府といたしましてそのように進めなければならぬ、こう考へております。そのために私たちが自分の権限内におきまして努力しておるわけでございます。ただいま申し上げましたように、それに対する直接の行政の責任は文部省がとっておりまますので、絶えず私たちが、私たちの許された権限内におきまして、この状態を改善すべく努力いたしておりますことにつきましては、ただいま局長から答弁した通りでございますが、これに対するところの最終の責任者である文部省の善処方を私たちは期待しつつ、文部省がこれを行なわれまます場合には、市町村が負わなければならぬ部分に対する財政確保は、私たちは何をおいても必ずこれを確保していくという面を努力させていただきます。お聞きな次第でございます。

○川村(経)委員 ちよつと関連して。今の問題、はつきりさせておきたいと思ひますが、日直、宿直の二百六十円とか二百十円とか、それは現実には三分の一だという労働基準局長通牒の基準法に基づく額には及ばない。これははつきり数字的に出てくると思うのです。少なくとも、やはり教職員の場合でも三百円以上になるのじゃありませんか。三百円以上になるということになると、労働基準局長通牒には違反をしておる、それに沿つていない。こういうことは指摘できるわけですね。ところが、皆さん方では国庫負担の関係で見合つた財政措置をしておるので、財政的にはこれで精一ぱいだということであつて、ただその後これを引き上げる努力はしたいということであります。そうなる、これは文部省がその措置をしなければならぬというところにぶち当たるわけですね。文部省がその措置をすると言つていなうときに、これをさせる方法は一休あるのかないのか。国庫負担は実績主義によつておるようですから、この際地方団体が、県なら県がこれを三百六十円なら三百六十円という基準で支給できるように手当をすれば、自然文部省の処置もそれに見合つて国庫負担の手当ができるのかどうか、そのことが一つ。その場合には財政当局としては、それはやはり完全に現在の財政措置は不足しておるけれども、地方団体がそれをやるについては認めていかざるを得ない、こういうふうにお考えをちょうと明らかにしておきたいと思ひます。

○奥野政府委員 地方団体が適宜日直手当を増額して参りますことについては何ら異議を持っておるものではないと思ひます。またある程度引き上げられて参りました場合には、当然二分の一の国庫負担額が追加交付されるということになつていく筋合ひのものでございます。

○安宅委員 だから川村先生の聞いておるの、文部省が出さぬということになつた場合には、法の精神並びに具体的に労働基準局長通牒に違反して結果になるから、文部省で出したらどうだということに言つておる。あるいはそういうことを解決する方法は何かないのかということをお聞きしておるわけですね。向こうで出せばこつちも出すという答弁では答弁にならないじゃないですか。そういうことは一つあなたの方でこういうことをしたい、いつごろこういうことを文部当局と話し合つてみたい、こういう答弁があつてしかるべきだと思ひます。文部省が、これを一つお聞きいたしておきます。なお、こういうように実績を積み上げるのが地方財政計画の場合でも大へんいいことだと思つておるというところは、終始あなたの方で繰り返して答弁しておるのでありますが、こういうふうに出さなければならぬところは制限をしておいて、そうしてその決算に用いるような類似団体の市町村財政指数などというものをあなたの方で出す。これは決算によつて行なうものでしょう。そうすると、その決算というものは、初めから水準より下回つたものしか裏づけがないから、それだけしか実績は上がつてこないわけでしょう。一万五千円から一万五千円の給与をやつておいて、生活の実態調査なんかを調べてみて、どれくらい赤字になつておるだろうか、こういうふうな調べ方と同じことですか。そうすると、どだい金が入つてこないのですから、何ば実績をふやそうたつて、次官でも毎月五千円くらいずつ貸してくれるのだったら、それは実績が上がりますけれども、それがない場合には、たとえば刺身を食つたところをイワシの頭でがまんすれば、これはいつまでたつても、その給与の範囲で生活をするのですから実績はふえないです。それと同じようなことが市町村に行なわれておる。この類似団体の財政指数というものは、この前の委員会では、これは単なる参考だというふうには財政局長は言つておるようですが、この参

といったしまして、労働時間の延長その他というものは全然無視したって差しつかえないのだ、それは別に本人の自発的な意思であれば、四十四時間の労働時間というふうなことを言ったって、それは勝手なんだ、いわんやまた超過勤務等についても何ら考慮する必要もないのだ、それはもっぱら公務員の自発的な意思というものがしからしめることであって、それがむしろ美風なんだというふうな意味で言ったとすれば、これは私は労働管理職として適格性を欠くというふうに考えます。

○安宅委員 ちよつと今の最後のところは、適格でないとおっしゃったのですか。

○藤井(真)政府委員 適格性を欠くと申しました。

○安宅委員 適格性を欠くと言いながらにここにしておられるのですが、大自治省管轄の一般公務員は、あなたの方の把握では、たとえば国家公務員、地方公務員は、労働基準法三十三条によつて、幾らでも労働時間の延長はできることになってるわけですね。それに対して何ゆぐらい超過勤務手当を付けているかという調査をしたことがありませんか、またそれを把握していませんか、ちよつとそれについてお聞きいたします。

○藤井(真)政府委員 現実に勤務時間をどのくらい延長しておいて、それに対する実際の超過勤務手当の支給率がどういうふうになっておるかという実態については、今のところ確たる資料を持ち合わせございません。

○安宅委員 そういうところの資料がない、事業をする場合のいろいろな

ういうことに対しては非常にたくさん資料をあなた方は持つておいて、その働くそういう職員がどれくらい苦勞しているかという資料が一つもないというのでは、これは自治省ちよとおかしくありませんか。大田山形県あたりを聞いてみますと、やはり超過勤務命令簿に書いたものでさえも、半分くらいだめになるといふのです。ましてや旭川のように、退庁時間がな

いなんと言うのですから、この人事課長の発言というものは、これは自発的にやったのだから差しつかえない、こ

ういうように見ていると私は理解して

いる。自発的に残業した場合でも、管理者は超過勤務を命令したものとみなして、超過勤務手当を支払わなければならぬことになっておるはずですが、これは御存じだと思ひますが、そういう場合を除いた当然命令簿に書いてあるものでさえも、どだい足りないものであるから、みんな超過勤務を一括出してしまつて、帳簿でどういふふうに出したか知らぬけれども、みんなはあつと分けてしまつておるところがたゞざんあります。そういう実態のあるところをあなたは御存じありませんか。

○藤井(真)政府委員 一括して頭割りあるいは俸給割りにやつておるかどうかということをごいいますが、今御指摘のように、実態に合うように命令を十分確保されておらぬというところが、一面において人事管理上の面を配慮いたしまして、一般の公平観念というふうなものに訴えるというよ

うな意味からいたしまして、実際の配分上の措置についてややそういうよう

あるということは承知いたしてお

ます。

○安宅委員 そういうところは、やはり類似団体市町村別財政支出と申しますか、そういうものによつて非常に極端にそれを守らなければならぬと考

え、またそういうふうな御指導をあなたの方で内面指導されている。そういうことになれば、必然人件費がふえる

ことをおそれて超過勤務の手当を結局

いめんどうくさいからみんな平等に分けようじゃないか。これでは何も超過勤務手当を国家財政の中から出した意義もなければ、それから勤務意欲に

対する正しい賃金支給のあり方、原則からも反することになるのであります

が、そういうことをしてはいけません。あなたの方で指導する場合には、それに見合う超過勤務手当というものを、もし全国的にそういう絶対額が少くないという場合には、それを地方財政計画なり交付税の中に見なければならぬと思

うのであります。その材料があまりないというところと、二、三そういう分け

方をしているところを知っていますか

ということだけでは、そこまで考えつか

なかつたかも知れませんが、そういう

ところを幾らかでも自治省内で議論

になったり、あるいは検討したりする

ことがおありでしょうか、それをお聞

きたいと思ひます。

○藤井(真)政府委員 給与実態の一環

を調査するということ、やろうと思

へば可能だと思つておられます。

○安宅委員 それはやつてもらつて発

表していただければいい。

○藤井(真)政府委員 それをやるかど

うか、あるいはそのことだけをやるの

か、さらにもう少し全般的に給与全体

ならば、先ほどつかんでいないとお

つた超過勤務命令簿に対してどれくら

いの比率で調べておるかというふうな

実態を調査する権限は、自治省にある

のでしようか。

○藤井(真)政府委員 給与実態の一環

を調査するということ、やろうと思

へば可能だと思つておられます。

○安宅委員 それはやつてもらつて発

表していただければいい。

○藤井(真)政府委員 それをやるかど

うか、あるいはそのことだけをやるの

か港湾法とか、それぞれにその規定を置いておけるわけでありませう。そういう特定の仕事については、特定の者だけが一般の人よりも受益の程度が著しく高い、だからその人たちが負担の原則に合うというものだけに規定をしておき、そういうものについてはよろしい。こう申し上げておけるわけでございます。一般の道路あるいは学校の施設について受益者負担金を取るべきものだとはいえないわけでありませう。

○二宮委員 奥野財政局長は大へん頭がいいから広範囲について御答弁をされるので、誤解を生ずると思ひます。この問題が派生したのは、税外負担をどのようにして解消するかという問題について、こういう場合はどうかという一つの例としてお話を聞いたわけでありませう。地方財政法第二十七条の三には、政令で定めるものについて云々ということがはつきりある。しかもこの法律は昭和三十六年四月一日から効力を発しておる。そこでその政令が出ておるのかどうか。一体奥野さんの言われておるような単なる法令の問題ではなくて、この税外負担を解消するということについて、政令で定めるものというこの問題が未解決のうちに、財政局長が、こういうものについてはいいのだ、こういう場合はいいのだということを言われるのであれば、あなたの方は、四月一日から発効しておるこの法律について、どのような政令を定めておられるのか、具体的にここで発表していただきたい。そうしないかと、私どもが非常に言っておる税外負担を的確に解消したいのだという意思

とは違つて、当然他の法律で認めてい

いものまで税外負担を解消する一つの方法だというようにとられ、これも税外負担ではないのだという例にとられ

では、非常に私としては誤解を生ずるのじゃないかと考えます。従つて、やはり一番中心になるのは、地方財政法の二十七条の三にあるところの政令というものが問題になるのであつて、これははつきりしないうちに当面の責任者であるあなたが、これはいいのだとか、こういう場合はいいのだとかいふ例を具体的にあげられたのでは、非常に誤解を生ずるといふふうに、私は前からあなたの答弁を聞いておつて感ずるわけでありませう。そういうふうにはかの方の、もう法律に規定をされてすでに決定しておるものを持ってきて、これは税外負担にはならないのだという例に引かれたのでは、私は話が交錯するのじゃないかと思ひます。だから下水道の問題についてはいろいろ言われて、これはやってもいいのだと言われたりすると、税外負担の問題において、政令で定める範囲の中にこれが入つておるのだという印象を受ける。そういう点を明確にしてもらわないと、私どもの意図と財政局長の御答弁の間には非常に食い違いがあるのじゃないかと思ひます。

をとりあはず政令で規定いたしておるわけでありませう。

○二宮委員 それで私の申し上げたいのは、昨年の通常国会でこの法律を決定しました際の附帯決議の中で、非常に強く決議として取り上げられておる問題があるわけでありませう。つまり税外負担の完全解消のために努力をする、あらゆる万全の策を講じてこれをやらないうようにするのだという附帯決議があるわけでありませう。ですから、私は今までの委員会です。ですから、私は今までの委員会です。ですから、私は今までの委員会です。

は、政府の節では、この国会の附帯決議というものを尊重して、これによく沿うような方向で十分にその措置を講じてもらふということではなれば、これがそのまま法律を通すための単なるアクセサリーだと思ふような感じでは私はよろしくないと思ふのです。そこでこの前から聞いておつて感じますことは、財政局長の意見を総合して聞くと、この附帯決議というものは全然無視されておるというような印象を受けてくるのです。ということは、こういう例をあげてきてこれはいいんだ、これはいいんだ、これはいいんだというようにいふことを言われる。しかもそれは法律で明確に定められておつて、何らこれには関連のない問題だ。その例をあげてやられると、附帯決議というものが非常に軽視をされておるというような印象を受けるのでありませう。その点については、もちろんその際の記事を讀んでみましても、PTAの負担のうちの建設に関する問題については、これは特別の例としてまずまずしばらく認めなければならぬまい、この点はそれと

きの協議の際の小委員会の決議や小委員会の意見の中に出てきておるわけでありませう。しかし附帯決議というものにはつきり税外負担というものはなくする、こういう方向に文章としては残つておるわけです。そういう点がどうも財政局長の答弁は誤解を生ずるおそれがあつたというように思ふのです。そういう点について、私の申し上げたことは要望の点もございませうけれども、そういう点についてやはり政府の決意を一応聞いておきたいと思ふのです。

○渡海政府委員 前の委員会におきまして、局長がどのような答弁をし、あるいはどのような形でなされておるというふうにお話を受け取つていただいたかということ、私詳細存じませんが、局長が申しておりますのも、決して税外負担をこのまま認めるといふような筋でないと思ふのでございませう。実は昨年の国会で同じ財政関係を当時担当しておりました奥野局長でございまして、むしろ積極的に税外負担を解消したいという意味から、法律も本年度から施行でございませう、とりあえず法律を三十五年に出すとともに、しかも一年の猶予を置きまして、財政的にはこの法律の趣旨がすでに三十五年から実施できるように、たしか九十億でしたか、この方面の税外負担をとりあえずやつていただきたいということ、財政的措置を、本年度はこれを法律の実施のできるように万全の策を講じてやつたのでございませう。ことしの財政計画の中には、もちろん昨年度行ないましたように、これだけの分を解消するんだという税外負担の項目とそれから金額を打ち立てまして、昨年度やりましと同一方法におきましての

税外負担の解消ということでは行なつておりませう。しかしながら、財政計画の御説明の際に申さしていただきませう。従来税外負担のものは、ただいままでの御質問の中で安宅委員が御指摘になられましたように、実際に御指摘に出来た額は補助金の額でございませう。御指摘に出来た額は補助金の額でございませう。

地方ではその分を地方住民に転嫁していくのだ、こういうような御指摘もあつたが、事実その通りでございませう。私たちが方では、こういうことをなくするために三十四年の決算実績から引き出して、われわれの計算し得る可能な範囲におきまして、この分を本年度の予算に照らして、そういうふうな不合理が起らないように地方に対する財源付与をしたのでございませう。その数字がたしか四百四十八億と思つておられます。これで十分でございませう。

計画の中に一応税外負担と同じような効果を上げる財政負担を与えましたのも、ただいま二宮委員の御指摘になりました方向に持っていきたいという観念のもとにやりましてございませう。附帯決議の出されました完全に解消せよという目標に向かひましては、私たちがゆめ忘れることなくこれに前進をいたしておるのをごいませう。この附帯決議の趣旨は大いに尊重いたしまして、今後地方財源の充実とともにその方向に向かつて努力していきたい、かように考えておるような次第でございませう。

○二宮委員 行政局長に確かめておきたいのですが、先ほど安宅委員が旭川

の実例を引いて、あるいは超過勤務その他について質問があったわけなんです。が、地方公務員法の第五節の分限及び懲戒というところの第二十八条の中に、一、二とございまして、こういう場合には意思に反して降任あるいは免職されてもやむを得ないということのその先に、それよりほかに適格性を欠く者というのはやはり免職、降任をされるという一項目もあるわけなんです。が、先ほど行政局長の御答弁では、旭川の例は、明らかにこれは速記録に残っておると思いますが、適格性を欠いておるといふ御指摘があったようにございまして、それは裏返して考えますと、やはり第二十八条の第三号に該当する行為である。もういように解釈をされるわけですが、もちろん答弁の前にはかくかくの立場において言うたとするならばこれは適格性を欠く、こういう御答弁であったように私は理解をいたしました。しかし、いざいざにしてもそういうような条件がそろった場合には、その者は地方公務員法の第二十八条の三号によって適格性を欠く公務員である。このように行政局長の御指摘を理解していかどうか、念を押しておきたい。その答弁をくつがえされると困るのですが、そのような御答弁になっておきたいと思ひます。

○藤井(真)政府委員 言葉の表現はよほど気をつけなければならぬというふうに今感じたのでございまして、私の申しましたのは、安宅委員の申された前提条件というものが一つと、それから労働管理者、労働責任者としての適格性という二つの条件として申し上げたのでございまして、従って、そ

れらの条件がかりに満たされるかどうかという二つの認定が一つ問題でございまして、懲戒という関連におけるこの条項に該当する意味において公務員としての適格性を欠くということと断定する意味において適格性という言葉を使ったものでございませぬので、その点一つ誤解のないように御了解が賜わりたいと思ひます。

て、その規定の条項の表現をいたしておきますような意味における適格性という意味に御解釈をいたしたくということになりますれば、前に申し上げたことと自体の言葉の意味というものは若干違ふわけございまして、内容自体についてさらに私たちとして精査をいたしまして、その結論としてこの条項に該当するといふような場合があるいはあるかもしれませぬ。労働管理の意味におきまして、これはあり得るかと思ひます。しかし、この点につきましては、それぞれ判断をいたします。また私たちがその条項の解釈について意見を求められるならば、具体的な案件についても前提条件をいろいろ調べました上で御意見を申し上げます。私といいたしましては、先刻申し上げましたのは第二十八条との関連性において適格性という言葉を使った意味ではないという事はお断わり申し上げておきたいと思ひます。

○二宮委員 労働管理をやるという職責にある者が、地方公務員としてその労働管理をやること自体に適格性を欠く行為があるという場合には、これは明らかに第二十八条の三号に基づく適格性を欠く公務員であるといふふうに解釈すべきである。それはどのように言いがれをしましても、その立場においてのそのポストにあるところの人がやるべき仕事の中に適格性を欠く問題があったとするならば、やはり懲戒、免職に該当するところの適格性を欠く者と同義に解釈することは、何ら私は不都合ではないと思ひます。そういうものと別個の意味において適格性を欠くという意味で言ったのだという言いのがれでは、これは私は解決をしない問題だと思ひます。当然その人が労働管理をすべき立場にある公務員であつて、その労働管理をやること自体が適格性を欠いておつたという場合には、これはやはり懲戒、免職に該当するところのいわゆるゆる適格性を欠いておる。それを置きかえて何ら差しかえないものというように私は解釈をいたしますが、その点どうですか。

○藤井(真)政府委員 先刻も申し上げましたように、そのような意味で、この第二十八条というものに関連をつけ

て、やっている仕事は地方公務員のポストに与えられた仕事である。こういう場合に、それがどうも不穩当であり十分でないという場合には適格性を欠くのだというように言われることと自体が、あなたが、たといこの第二十八条の三号の問題と同意語で言ったのではなうといたしまして、受け取る方の立場、解釈の立場、結びつけ方というものは、やはりはっきりそこに、これは懲戒免職という問題に関連をしての適格性を欠くということに置きかえ、イコールにしても、同意語にいたしても決して差しかえない問題である。手続そのほかは、問題はあなたがやるのも何でもない。そういうことを聞いておるのではなくて、行政局長としての考え方自体は、そのように私に理解をしておるのです。あなたの言われるような前提を満たしても、こうであったらば適格性を欠くという言葉は、第二十八条の三号と同意語に解釈してよろしい。このように私は考えるので、その点を考えて言つたのではないのだと言われても、言つたこと自体を結びつければ、結果的にそうなるのであります。そういうふうな解釈せざるを得ない立場から、行政指導の立場にあるあなたの言われたことで影響が大きいかもしれませぬが、それははっきりすなおに聞いておつて、そのように結びつけて解釈するというのが当然だと思ひます。何もあなたがほかのことを言つたのだというように受け取るわけには参りませぬ。どうですか。

○藤井(真)政府委員 繰り返しになりますが、私は第二十八条との関連にお

いて問題が提起されたということになりますれば、おのずから表現の仕方もある程度に思ふのであります。たまたま適格性という言葉がございましたために御指摘になったのでありまして、それはまあ問題といたしましてはそういうところでお結びつけになるということになると、私の発言をいたしましてはきわめて重大でございまして、その点は、そういう意味ならば私はもう一べん訂正をせざるを得ませぬ。

○二宮委員 それははっきり——これは速記録がでしがりまして、私が解釈した通りの線だと思ふんですけれども、その速記録を見た上で再度質問したいと思ひます。

○安宅委員 そういふようにすべて標準の財政支出といふものは、人件費を何とかして食いとめよう、こういうところ非常に大きな力点が地方自治体の中で今かけられておる一つの空氣になつておる。こういう中で人員が足りないものですから、屎尿処理、清掃事業まで民間に補助金を出して請け負わしてしまふ。そうすると人件費という項目は減る。それからまた徴税令書や何かまで全部隣組や何かにさせる、そういうふうになつておる。これは人が足らぬといふことを行政の面で明らかに把握できる一つの現象だと私は思ふんです。そういうときに四〇%でなければならぬとか、三五%以上こえてはならないなんということを明記したという財政支出類似団体云々というやつは、あなたの方でこれは尺度にはならなかつたといふことを認めて、こういうものは撤回する、あるいは再検討を加えて修正する、こういうような意思はありませぬか。

て問題が提起されたということになり

て問題が提起されたということになり

て問題が提起されたということになり

て問題が提起されたということになり

○奥野政府委員

現在市町村を人口段階と経済構造とで分類をいたしまして、たしか二十種くらいに分けておられたのではなからぬかと思っております。

それその別の財政構造がどうなっているかというのを、それぞれの標準的なものだけを取り上げて、その指数を調べておるわけでございます。従いまして関係の団体にとりましては、相当財政運営上参考になつておるだろう、こう私たちは考えておるわけでございます。もちろんそのことが、御指摘になりましたように、ただ計教上の人件費のウェートを下げるといふような意味で、本来市町村の職員で行なうべきものを補助事業で終わらせているといふようなことがあるのだと思つておるわけでございます。

さういふことは、非常に遺憾なことだと思つておるわけでございます。さういふ見せかけの財政構造を要するといふような態度は慎んでおらなければならぬと思つておるわけでございます。

○安宅委員 私の言いたいのは、こういうことはすべて備いておる職員として労働の意欲が滅殺される。こういうことではいかぬ。もう少し潤達な地方自治といふものをやられるような、さういふ交付税にしなければならぬ。さういふ交付税にしなければならぬ。さういふ補助額をやつてみたつて、もつたつてどうにもならないような補助金をつけてもつたつておるので、それはお説の通り、その通りであります。さういふ交付税にすればいいか、さういふ交付税にすればいいか、一番先

に私が言つたように、地方自治の独立性というものはもうだんだんなくなつていく方向にあつた方は行政指導なり、財政指導をされておるのだといふことを私は申し上げておるわけでございます。さらに例をあげれば、この前も問題になつておるようでありますから、私は詳しいことは言いませんけれども、臨時職員だつてさうでしよう。さういふ人は、三十五年十二月一日現在の自治省の調査によれば、都道府県が三万四千二百五十二人ですか、五大都市が六千四百八人だといふふうになつておる。ところがこの委員会が答弁しておるのを聞きまして、臨時職員といふのは昭和三十五年で大体三万二千人くらいです。それからいろいろ改善されて二万幾らになつておる。その七〇〇をこのたび本採用にするために計画に盛り込んだんだ、さういふふうになつておる。五大都市と都道府県だけで三十五年十二月一日現在の私の計算によれば四万人をこえておる。あとの五大都市以外の小さな市町村までみ合わせたら何万人おると思つておる。それから二万一千人、三万二千人の七〇〇かなかで、これで十分だといふふうな考え方で財政計画を立てて、さうして今度は交付税の中にさういふ基準でこれを持ってくるということは實際に即さない。さらにたとへば今まで何か物件費の方で食つておつた、さういふ人本採用にする。その物件費のところの予算が穴があくでしよう。さうすると、また新しく臨時を採用するので、だからあなたの言うように、毎年々々臨時者が減つておるなんといふことにはならない。新しく臨時から本採用になつた分は正式の

人件費を食う。臨時であつた分は物件費を食つているのがたくさんおります。今枝さんかだれかが答弁して明確に議事録に残つておるわけでありまして、さういふことになりまして、穴があいた分は、結局地方団体は埋めておるのですよ。だから臨時者といふものは二万一千人になつておるとか、三万二千人になつておるといふあなたの答弁は、あれはさうだと言わざるを得ないが、その点はさうなんです。すべてさういふ地方自治体に対して間に合うような交付税といふものをやつていなければならぬ、さういふふうに出るのだ。さういふふうには私は考えるのですが、さうではありませんか。

○奥野政府委員 この前もお答え申し上げたのでありますが、一定の時点を押えまして常勤的な臨時職員の問題をどう解決するかというところがあつたわけでございます。その後、逐年それを整理して参つたわけでございまして、御指摘のように今回は七〇〇組み入れることによつて、これにケリをつけるという措置をとつたわけでございまして、常勤的な臨時職員でなくて、本来の臨時職員はいろいろあろうと思つておるわけでございます。これは今数字を私は承知していませんのでありますが、それは従来通りの扱いでよろしいのじやないか。問題は常勤的な臨時職員をどう解決するかということで、数年来いろいろ議論があつたこと、常勤的な臨時職員と本来の臨時職員という問題を、広く臨時職員といふ言葉で混同して議論されてきたところに若干問題を混乱させているのではないだろうかといふふうに私は考えるのであります。

○安宅委員 これは費目のどれを食つているかの差異を私は言つておるのである。みんな同じ仕事をしてやつておるじやありませんか。何年間もやつておるのがある。それであなたの方は七〇〇なんて言わないで、ならば全部をさういふふうに変えたいという意思はありませんか。

○奥野政府委員 三十三年の突進調査で、たしか月給で給料を払つておる臨時職員ですか、調査の方をちよつと正確に覚えておられますが、臨時職員を定数内に組み入れなければならぬ、さういふ関係者を總体的に把握したいといふことで調査したのでございまして、もちろんその中には本来の臨時職員であつていいものもあるわけでございますけれども、ある一定の方式でワクにはめまして、その人数を拾つたわけでございます。さうして毎年その定数内組み入れを行なつてきたのでありまして、ある程度本来の臨時職員もその中であつたわけでございまして、若干残することはやむを得ないのではないかと、要するに、常勤的な臨時職員でありまますならば、その際定数がなかつたために臨時職員のまままで扱われてきた。これはいかにも気の毒でございますので、その整理をすることが目的であつたわけでございまして。従いまして、結果をさらににさいに調べておる。基法自体守つていないが、労働基準の監督権まで市町村長が持つておるので、こんな理屈に合わない運営の仕方は私はないと思つておる。どうです。さういふ人事院勧告なんかは守らないし、それから超過勤務なんかも平気でくれないし、宿

口直手なんかも三分の一なくとも、これは徐々に近づけばいいのだとい

ておるのは、さういふことを考えておるからなんです。つまり何回も言うようですが、たとへば臨時職員にあつても、臨時を置いてはいかぬといふので、さういふ日々雇入れのような形式にしておけばいいだろうといふ考え方も成り立つ。つまりあなたの今の答弁によれば、さういふ職員はそのままでもいいじやないか、さういふ言葉がある通り。さういふと、二カ月ずつ更新していくでしよう。あなたのほうは、あなたをそれこそ労働法に反していますよ。二カ月ずつやつて臨時だ、また次の日から辞令を出す。これはさうと頭算したことになるといふ解釈がちゃんと労働基準法に明確になつておる。それを日々雇入れ、あるいは短期間の臨時者だから本職員になつてもいいのだといふ考え方で、二カ月ずつ首切られたり、採用されたりしてはたまたまのものではないのです。さういふことをやらないことになつておるのには、自治省関係の臨時職員といふものは、みんなさういふふうになつておる。さういふものが實際に合わないからさういふふうになつておる。それを労働基準監督署が行なうところの労働基準のきめ方、いろいろな問題等はだれがやるかといふと、地方市町村がやることになつておる。基法自体守つていない人が、労働基準の監督権まで市町村長が持つておるので、こんな理屈に合わない運営の仕方は私はないと思つておる。どうです。さういふ人事院勧告なんかは守らないし、それから超過勤務なんかも平気でくれないし、宿

これは徐々に近づけばいいのだとい

○安宅委員 そういふ實際を私が聞いておるの、さういふことを考えておるからなんです。つまり何回も言うようですが、たとへば臨時職員にあつても、臨時を置いてはいかぬといふので、さういふ日々雇入れのような形式にしておけばいいだろうといふ考え方も成り立つ。つまりあなたの今の答弁によれば、さういふ職員はそのままでもいいじやないか、さういふ言葉がある通り。さういふと、二カ月ずつ更新していくでしよう。あなたのほうは、あなたをそれこそ労働法に反していますよ。二カ月ずつやつて臨時だ、また次の日から辞令を出す。これはさうと頭算したことになるといふ解釈がちゃんと労働基準法に明確になつておる。それを日々雇入れ、あるいは短期間の臨時者だから本職員になつてもいいのだといふ考え方で、二カ月ずつ首切られたり、採用されたりしてはたまたまのものではないのです。さういふことをやらないことになつておるのには、自治省関係の臨時職員といふものは、みんなさういふふうになつておる。さういふものが實際に合わないからさういふふうになつておる。それを労働基準監督署が行なうところの労働基準のきめ方、いろいろな問題等はだれがやるかといふと、地方市町村がやることになつておる。基法自体守つていない人が、労働基準の監督権まで市町村長が持つておるので、こんな理屈に合わない運営の仕方は私はないと思つておる。どうです。さういふ人事院勧告なんかは守らないし、それから超過勤務なんかも平気でくれないし、宿

これは徐々に近づけばいいのだとい

これは徐々に近づけばいいのだとい

ようなことをえらい人が考えておるよ
うな下におる市町村長の諸君が、労働
基準の監督権までみなまかせられて、そ
れでやれると思っておられるのではし
ょうか。これをまず一つ開きたいわけ
です。ということは、何を言わんとする
か。というところは、何を言わんとす
るといふ、そういうような実態に對し
て、現在あなたの方で提案している
ところの交付税法の改正などはあるの
が、交付税率を幾らかふやしてやる程
度のもので何とか当面を糊塗しようと
する、そういう精神は間違っているの
じゃないか。初めからと根本的
な、抜本的な検討をしなければなら
ないのじゃないか。ということを、私は
いまでも、最後まで聞きたいのであり
まして、この間、私の質問があったと
いうことを聞いて、自治労の役員の人
が来たのですが、何かあなたの方で
話し合ひと申しますか、団体交渉と
申しますか、そういうところで、臨時
職員の場合には抜本的にそれを改正し
たい。七〇多分なということを出さな
くて、全員の分を出したい。しかしこ
れは国会の審議状況を見て、それが
ふうに回答した覚えはありませんか。
それを二つ聞いておきます。

る措置を講じなければならぬというよ
うな点もございまして、若干国家公務
員法とは違つた立て方をいたしてお
る面がございまして、今の労働基準の面
につきましても、国には人事院という
ものがあるけれども、地方の場合にはそ
うもありませんので、これは労働基準
でもって最低限度というものはある程
度保障していく。その職権の行使をい
たします監督機関といたしましては、
それは別系統の機関、労働省系統の機
関がこの監督をするというよりも、あ
らゆる行政の面についてその執行の任
に当たつておられます市町村長にまか
しいいのではないかと考へるような立法
の精神であつたように考へるのであり
ます。ただ、その後の運営の実態調査
等に見まして、先刻来いろいろ御指摘
の点もありませんように、われわれもこ
れは十分にその効果を發揮しておる
というふうに大いばりで言えない面があ
ることは、これは確かでございます。
そういう面につきましても、今までも
気のついた面につきましても、行政運
営の指導その他について十分注意はし
ております。しておりますけれども、
今後ともまたそういう方向についての
改善措置については努力をいたしたい
と思つておりますけれども、根本的に
労働基準監督機関の職権をどうするか
というふうな面につきましても、公務
員法全体の体系の一環として、な公務
員法的に考へたいと思います。組み入れ
て検討の対象にいたしたいというふう
に考へております。

ろいろ論議がございましたのですが、
私たちといたしまして、根本的に申
上げますと、問題はどうしてもやはり
公共事業費のいわゆる事務費というも
のの対象になっておられます。事務費とい
うものからみ合わせをどうしていく
かということが根本問題として一つあ
るわけでありまして、しかもその公共事
業費というものが、各省各局にそれぞれ
分かれておりますために、いろいろ金
の使い方、経理の仕方等につきま
して、大きな問題があるわけございま
して、理想的な形としては、これを一本
にまとめて人件費、事務費についての
総合補助金のような形で運営ができま
す。自治省の立場としては、これは
きわめて円滑にいく面もあるわけであ
ります。そうもこれは参りません。そ
こでそういう点の調整をどうするか
ということは、私は臨時職員全般の問題
を解決するための一つの大きなポイント
じゃないか、そういうふうな考へて
おるわけでありまして、そういうふう
な点についても、問題はわれわれとし
て持つておる。そういう点も含めて一
つ考へてみようではないかというこ
とを申し上げたのであります。臨職の問
題については、先刻財政局長からも申
し上げましたように、この問題を整理
するといふ時点で立ちまして、その後
国家公務員の例に準じて漸次改善措置
を講じて参つたのでございまして、
も、しかしなお問題が残つておること
は事実でございます。またその後われ
われの対象にいたしましたものが、あ
る程度解消されてきております。問題
も落ちついてきておりますけれども、
その後において、なおやはり別の形態

におけるものがふえてきておるとい
う実態も、これはあり得ると思つのであ
ります。事実出てきておる面もあろう
かと思つのであります。そういうも
のをひくくおめて、やはり根本的な改
正ということになりますれば、ただ単
に臨職ということに絶対にはあつては
いかぬのだというのを言つておるま
しても、実態がそれに伴わない限り
は、そこに非常に無理が生じてくる
という点もございまして、そういう点も
ございまして、公共事業費のあり方
その他を全般的に考慮の対象として、一
つ本問題の根本的な解決に取り組むよ
うな努力はお互いにしようじゃない
か、そういうお話をしたことは事実で
あります。

○安宅委員 それでは聞きますが、そ
ういふことになりまして、先ほどちよ
つと触れましたが、事務の合理化に関
するところの一般的な問題にして
も、そういうことをやらす、たとえ
その中で、どういふふうな理解したか
知らぬけれども、下部の管理者の諸君
は、清掃事業などを民間に移したりな
んかする。それから監督権が町村
長にあつたとしても、監督官を任命し
ておるところはおそらくないでしよ
う。監督権というものは、だれがどう
いう機構で監督するかというものは何
もない。そうしますと、一般職員が
持つておるいろいろな希望といひま
すか、こうやたら大へんうまくいく
んじやないかというふうなことに
ついての意見というものは、どこから
も出てきつた人委員会が、公平委員
会が、あるいは労働三権
というものが全然奪われた形で、今地
方公務員というものは働いておるわけ
です。そういう諸君は、労働基準に
関するいろいろな監督権も何も市町村
にまかせられて、現実にはうまいとい
うことも行政局長自身が認めておる。
そういうところでは、いろいろ今地方
政に非常に大きな影響を及ぼすであ
らうというふうな考へられる諸君につ
いて、そういう職員団体とあなたの方
では、何か事務合理化やいろいろな問
題で検討する場合に、事前に協議をす
るか、そういう態勢を確立して話し
合つていきたいというふうな心がまえ
という気持はありますか、そういうふう
にしたいと思つておる。

○藤井(貞)政府委員 事務合理化の点
につきましても、まだ一般的な基準とい
うものは正式には出しておりません。
試案といたしまして参考にと流れてお
る面もあると思つておる。またこちら
にいたしましては、最終的な案という
ものは決定をいたしておりません。ま
だその点については流しておらない
のであります。事務合理化の点につ
いては、私たちがその影響するところ
はいろいろあると思つておる。ただ単
に事務合理化即機械の導入というふう
なことになることも間違ひであります。
これをやることによりまして、単に世
の中で流行しているから、その波に乗
りおくれぬようにという軽率なこと
でも困るのであります。事務の流れ
全体というものをよく検討して、その
上に立つて事務を合理化し、敏速化
し、住民のためになるような態勢を整
えていくということが必要であらうと
考へております。その際に、これをや

ることによりまして労働条件の強化になる、勤務条件の強化になるというよ
うな点というものは、これは避けな
ければなりません。それともう一つは、
事務の合理化をやったからといって、
直ちに人員整理につながるという考
方も、私はこれは間違いだと思つてお
ります。かりにはある部門において人員
がそこに余裕ができたといましてす
ば、その分はやはり整理すべきだとい
う原則を言うのではなくて、むしろそ
の面はいわゆるサービス行政として今
足りない点、欠けておる点にこれを配
置がえをして、全体としてのサービ
ス行政の強化に資するという方向へい
べきであらうと考えております。い
ずれにいたしましても、これは住民自
体の問題でもございまして、これは
他面、職員にも非常に関係のあるこ
とでございまして、職員の意向とい
うものは十分参酌していくように
指導方針は、今後われわれが合理化
の線打ち出して参ります上におい
ても十分考慮いたしたい、かように考
えております。

○安宅委員 最後に、そういうことで
考えていきたいということでありま
すが、具体的に言いますと、たとえ公
平委員会、人事委員会というものがあ
るところはいい。ところが、ひどいこ
ところになります。山形県の尾花沢市
というのは、市長が職員団体の登録条
例を議会に出しても、三回にわたつて
否決をされておるのです。これは否決
をすれば法律を犯しておるもので
あって、当然それは登録条例というも
のは作らなければならぬことになつ
ているのを、地方議会がそれを否決し
たために、登録条例がでないなんて

いうようなことになっておるのです。
これはなほだもって違法な議決だと
私は思ふのでありますが、そういう例
は全国を調査してみますとたくさん
あると思ふのです。まあこういう状態
になっておる。あなたの方で職員団体
とそういうような希望がある。こ
ういふ形の中で、将来、交付税とい
うものがどんなふうになるか、悪い影響を及
ぼしていかぬかというのをつかむ一
つは、そういう意味で話し合いをさ
らして、そういう意味で話し合いをさ
らして、私に希望します。それで、具
体的に私が言いました尾花沢市のよう
な場合は、違法な議決であるとい
たいと考へておられますが、すべてこ
ういふ問題は、私は一つの労働条件の面
だけをおもに取り上げていろいろ今
で質問をしたのでありますが、地方交
付税そのものの配分が非常に、地方自
治が独立性を保つていって、それを強
化していくんだという法の精神にの
つていくなところの状態になってい
るといふことを私は申し上げたつ
もりなのであります。こういう実態
に適合するような仕組みに、この地方
交付税の配分というものをやり直す
申しますか、考え直していかなければ
ならない、こういうふうには強く要
求しておきたいと思ふのであります。

○田中(業)委員長代理 それでは、午
後一時三十分より再開をして本案に
する質疑を続行することとし、これに
て休憩いたします。
午後零時四十七分休憩

午後一時五十九分開議
○濱田委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。
地方交付税法及び地方財政法の一部
を改正する法律案に関する質疑を続行
いたします。山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 具体的な点について
幾つかお尋ねをいたしたいと思つた
のですが、今回提案されました交付
税法の改正によりまして、各種の単
位費用がそれぞれ改定になるわけで
ございまして、具体的な単位費用を
お尋ねをいたします。以前から基本
的な問題として税外負担の解消の問
題として取り上げられて参りました。
財政計画で御説明があつたわけで
ございまして、昨年度はたしか九十億
だつたと思つたのですが、税外負担
の解消を見積もられた。ことしはそ
れが見積もつてない。見積もつてな
いことは、三十五年度に三十六年度
は積算するわけでありまして、当然
昨年同額の経費は基準財政需要額と
して見ているということに相なると思
います。さらにことしはそれとは別
個に四百四十八億ですか、いわゆる決
算による是正というものを組み込
みました。これは主として税外負担
の解消なり、従来あるべき経費とし
て見ると、この四百四十八億は、そ
れでは今回の交付税法の改正、具体
的には単位費用の改定をなされる場
合に、具体的にどういふ形での単位
費用に、どういふ積算の基礎を置いて
組み込まれてございまして、その点
を一つお示しをいたしたいと存じます。

○奥野政府委員 たえば小、中学校
の単位費用につきまして、通信費と
か運搬費とか光熱水費とかいうよう
な意味の経費を増額したというわけ
でございまして、あるいはまた投資
的経費におきましては、道路その他
の単位費用を増額してございませ
ん、単に特定の費用を取り上げた
だけではなしに、面積を測定単位
といたしまして、あるいは人口を測
定単位といたしまして維持経費を
算入して増額した部分についての
単位費用も相当に増額したという
わけでございます。

○山口(鶴)委員 いろいろな費目の中
に入つておるといふ御説明でありま
すが、単位費用の項目はそんなにた
くさあるわけではないわけですか。た
えば道府県分においては幾らであ
り、町村分においては具体的に幾ら
であり、また市町村分の中の単位
費用の、市町村分の単位費用とい
つてもそんなにたくさはないわけ
です。たとえば消防費に幾ら、土木
費に幾ら、教育費に幾らというこ
とは、大まかな何億という程度の
数字でございまして、見込みの額
があるかと思つておられるので
ございまして、それを一つお示し
をいたしたいと思つたのでござ
います。

○奥野政府委員 財政計画の是正に
よつて得られました財源をそれぞれ
の費目に交付税計算上算入いたして
参つておるわけでございます。その
中には給与単価が増加したものと
ございまして、あるいはまたたと
えば国の道路整備五カ年計画のよ
うに、計画そのものが改定になつた
ために地方の所要財源も増額した
というように、そういうことある
わけでございまして、そういうこと
で、たとえば道府県の基準財政需
要額

が幾らに増額になったとか、あるいは
またどの項目の基準財政需要額が
幾らに増額になったとか、これは申
し上げることができないわけでは
ございません、今御指摘になりました
四百何十億がどういふ費目にど
れだけ入つたかという計算になり
ますと、一種の仮定を置いてどう
いふ計算の仕方をするわけであ
ります。従いまして、個々の行政
費目ごとの基準財政需要額が、先
ほど申し上げておりましたよう
な理由において幾ら増額になつた
かというところは、これは申し上げ
ることができないわけでありま
す。またそういう資料も提出して
いるわけでございます。

○山口(鶴)委員 頭の悪いせいで
よくわからぬのですが、結局さう
いふような御説明を聞くと、何か
ふえたらしいということであつて、
どうも私もしるうとは何か一体
ふえたのかからぬのですけれども、
資料として出しておられるので
ございまして、その資料のどれに
お出しいただいておられますか。

○奥野政府委員 交付税関係の資料
は、二十枚ページのものがある
わけでありまして、それを出して
おられるわけでございます。
御参考に申し上げますが、一
応財政計画と地方交付税とは、
基本的には同じ考え方のもと
に算定をしておりますけれども、
基準財政収入額の算定におきま
しては七割計算、八割計算、ある
いはまた普通交付税、特別交付
税という形で振り分けておるわ

たために、登録条例がでないなんて
いうようなことになっておるのです。
これはなほだもって違法な議決だと
私は思ふのでありますが、そういう例
は全国を調査してみますとたくさん
あると思ふのです。まあこういう状態
になっておる。あなたの方で職員団体
とそういうような希望がある。こ
ういふ形の中で、将来、交付税とい
うものがどんなふうになるか、悪い影響を及
ぼしていかぬかというのをつかむ一
つは、そういう意味で話し合いをさ
らして、そういう意味で話し合いをさ
らして、私に希望します。それで、具
体的に私が言いました尾花沢市のよう
な場合は、違法な議決であるとい
たいと考へておられますが、すべてこ
ういふ問題は、私は一つの労働条件の面
だけをおもに取り上げていろいろ今
で質問をしたのでありますが、地方交
付税そのものの配分が非常に、地方自
治が独立性を保つていって、それを強
化していくんだという法の精神にの
つていくなところの状態になってい
るといふことを私は申し上げたつ
もりなのであります。こういう実態
に適合するような仕組みに、この地方
交付税の配分というものをやり直す
申しますか、考え直していかなければ
ならない、こういうふうには強く要
求しておきたいと思ふのであります。
○田中(業)委員長代理 それでは、午
後一時三十分より再開をして本案に
する質疑を続行することとし、これに
て休憩いたします。
午後零時四十七分休憩

要の充実として三十八億掲げてござい
ます。こういうふうなものは別に財政
計画上項目をあげていないわけであり
ます。しかし投資的経費などを充実し
ておるわけでございまして、そうい
う財源をどういふ団体に持つていくか
という場合に、貧弱団体に傾斜的に財
源を与えていきたいとかいうような意
図のもとに、交付税の配分におきまし
てはこういう作業をいたしておるわけ
であります。従いまして、そういう気
持でこの交付税の配分計画をお考えい
だきたい、かように考えるわけでご
ざいます。同時に、税外負担の解消と
いうことを三十五年度におきましては地
方財政計画においても計上いたしまし
たし、同時にまた地方交付税の配分
においてどういふところへそれを持つ
ていったかということも資料として出
したわけでありまして、三十六年度にお
きましては、一般的に投資的経費の充実
その他をはかることによって、それに
付随して税外負担の整理も行なわれ
いくだろうという期待を持っておるわ
けでございます。従いまして、地方財
政計画の上におきまして、地方交付
税の上におきまして、そうした分類
を行なわなかったわけでございませ
ん。しかしながら、投資的経費につきま
しても、今申し上げましたそのすぐ上を
見ていただきますと、その他の諸費
は、これは人口を測定単位としておる
ものでございまして、投資的経費の總
括的な算入として市町村に四十七億四
千八百万円の財源を与えることにな
しておるわけでありまして、そういう意
味ではこういう財源がふえてきておる
わけだから、自然いろいろな仕事を部
落に押しつけてしまうというこの解

消の一助になるであろう、こういうこ
とも言えるであろうと思うのでありま
す。そういう意味では投資的経費で、
その他の産業経済費とか農業行政費と
かについて若干ずつふやしておりま
す。市町村分の道路橋梁費は百十四億
とかなり大幅な増額をいたしておりま
す。一般行政費につきましても、先ほ
ど消防費や小、中学校の経費について
申し上げたわけでございますが、そう
いふ財源が与えられたわけでございます
ので、PTAの負担に押しつけて
振り向けることがいはいのじゃないか、
こういうことが言えるのではないかと
かように考えておるわけでございます。
○山口(鶴)委員 大体具体的な項目を
あげていただきたまいましたので、なるほど
おぼろげながらその意図というものは
わかるような気がいたします。そうす
ると、この五の表の一般行政費と投資
的経費の合計で九百七十七億ばかり
増額がされておるわけですね。この中
に制度改正、あるいは新しい法律の制定
という形でふえるべきものが、そうで
はなくふやしたというものが、いわ
ば四百四十八億ばかりのものになると
思うのですが、そうすると、その振り
分けはこの表ではどういふことにな
りますか。
○奥野政府委員 今ごろになつてお
ります資料の三ページをちょっと見て
いただきますと、基準財政需要額の増
加額で、給与改正の平年度化及び昇給
等に伴う増として七百四十億、こう書
いておるわけでございます。それから
制度改正国庫補助金の増減等に伴う増
として百八十三億、それから三番目の

投資的経費の増で七百九十四億、そ
れから特定債補正の強化に伴う増が十
二億、単独災害債の財政力補正に伴う
増が六億、さらに公債費の繰上償還、
種地、寒冷地交付、不交付間の異動
幾らというふうな点にあげておるわけ
でございます。従いまして、どの範囲のも
のを制度改正に伴うやむを得ないもの
とし、どの範囲を自由にできるもので
あるかという点になりまして、ある
程度そこを一つの線を引いて振り分け
をしなければならぬのじゃないかと
こう考えるわけでございます。
○川村(継)委員 関連してお聞してお
きたいと思つておるわけですが、
と税外負担のお話が出たわけござい
ます。今山口委員からお話が出てお
りますが、昨年度税外負担の解消をは
かるというところで財政計画で一つの措
置をされた。その額は九十億程度では
なかったかと私記憶しております。そ
の中にももちろん教育費等に対する父
兄負担、これらの解消もその中に含
まっておつたと思つておるわけござ
います。七十七億程度がPTA負
担の解消ということでお考えられた財政
計画があつたと思つておるわけござ
います。単位費用の改定等が行なわれてきたと
思つておるわけございまして、こ
ういふような財政計画上のねらいはな
く、今もお話があつたようでありま
す。全体的に必要な経費の増の見込
むことによつて税外負担の解消がで
るのであるというふうな期待のものと
今度の交付税の改正等がなされてお
るわけでありまして、はたしてそれで
市町村側には、われわれが、あるいは
自治省が、住民の税外負担を解消せね

ばならぬという今日のこの努力の一
つがそのまま受け取られるかどうか。ち
よと私疑問に思つておるわけござ
います。先ほど奥野
さんは九十億程度の税外負担の解消措
置を考へてなされたときに、来年度は
もつとこういう点に力を入れよう、一
拳も再来年も十分という点を見てそ
の解消をはかる。こういうことを言
われたのであります。そうすると、去年
は当然地方財政計画の上において百億
なら百億、百五十億なら百五十億税外
負担の解消をはかるという項目を立て
て、それに基づいて交付税等の改
正を見ていくという措置がとられてし
かるべきではなかったか、こういう
に思つておるわけございまして、こ
ういふ点に思つておるわけござい
ます。必要単位費用等の改定
によつてそれができるのだというた
期待だけでは、はたして実効あるも
のとしてなされるかどうか、大へんに
疑問に思つておるわけございまして、
う見解でありますか。
○奥野政府委員 お話のように、私
たちは今も税外負担の整理に努力を
尽していきたく、こう考えておるわけ
であります。三十五年度の地方財政計
画を立てたときには、御指摘のよう
な措置をとつたわけでございます。三
十六年度の財政計画を考へました場合
には、私たちがやはりこの際計画の
正を行なうことが先決ではなかつた
か、同時にまた税外負担の解消には一
歩を踏み出したばかりであるので、そ
の結果としてどういふ姿になつてお
るかという点もさしきりに調査した上
で次の手を打たなければならぬのでは

ないか、こういう考え方を持ってお
るわけでございます。従いまして、い
ざ三十六年度から地方財政法の改正規
定も動いて参るわけでありまして、
十分な調査をしてみたいというよう
に考へておる次第であります。ただ、財
政計画あるいは交付税にそれらの姿を
明確にするだけで足りるかどうかとい
うことになると、私はやはり疑問を
持つておるのであります。やはり地方
財政法で禁止項目の範囲を広げざる
を得ないのでないか、こういう考へ
あるわけでございます。いづかも委員
の方々から議論が出たと思つて、
住民に転嫁する前提として府県が市
町村に負担を転嫁しておる問題もあ
るわけでありまして、多くの府県立の
改築費について、市町村が二分の一
の経費を予算に計上しなければ、府
県は三分の一を持たなければ、府
県の経費を予算に計上しないのだとい
う態度が多くなる自治体において行
なわれておるわけでありまして、こ
ういふ点につきましても、一挙に法律で禁
止してしまつていいかどうか、いろ
う問題があるわけでありまして、そ
ういふ問題にも触れまして全般的な
措置をとりたい、こういう考へ方
でございまして、時期を見て実態を
明確にした上で、どういふ方法がよ
いか、三十五年度において行ないま
したような三本立方式がよろしいか
か、なおよく検討した上で将来に
決つてやつておる次第であります。
○川村(継)委員 財政措置として
あなたのお考えは私たちもよく納
得いたします。ただ税外負担の解消
は非常に大きな問題でしたので、や
はり今あなたは三十六年度の実績等

く調査して、さらに手を打っていきたいという考えのようでありますが、私たちは今年度もやはりでき得べくんば昨年と同様な考え方で財政計画の上において、あるいは交付税の改定等において十分なる措置をされるのがよくはなかつたか、こう考えておるのでお尋ねをしておるわけです。というのは、一つの理由として、たとえば昨年度の財政計画あるいは地方財政法の改正によりまして、本年度から一部の政令事項が充足するわけでありますが、その政令の中に学校関係で一言申しますと、維持修繕の費用はP.T.A.に負担させてはならない、学校の職員は全部これを市町村でまかなわねばならないというようなどいことになってくるわけでありまして、事態はお聞きにもなっておりますが、これは非常に大きな影響を与えておる。というのは、ここにたとえれば学校に今までは四人の給食婦の方がおつてせいぜい一ぱい学校給食を全力をあげてまかなつておつた。ところが、この四人のうちの二人は、いわゆる市町村の費用でまかなつておつたけれども、あとの二人はP.T.A.の費用でまかなつておつた、こういうことがあるわけですから。そういう形はおそらく全国どこにもあると思ひます。そこで今度の改正によつてそれはまかりならぬ。こういうことになりまして、市町村は、一人はそれじゃ引き受けましょう。けれども一人は引き受けられませんか。結局、今度市町村の予算を組むときに三人の給食婦の方しか置けない、こういう例もある。それから市町村の方では、もうこれ以上は絶対にできませんから二人でやつて下さいといつて、全然P.T.A.で負担しておつた二人の給食婦の方を引き

受けない。こういうこともある。そういうこと、相変わらずP.T.A.で負担していかねばならぬ。どうして給食の仕事をできないかという事態になつておるわけですね。そういうものをP.T.A.が負担しないということになります。これは給食という教育の事業そのものに大影響を与えてくる。こういうことが言えるわけでありまして、これは学校の図書館経営の上においても、あるいは事務の職員の場合を考えても、そういうことが指摘できるわけですね。一方でもうP.T.A.の負担はまかりならぬぞ、こういうことは絶対やらしてはならぬぞという法律もできて、住民負担の軽減をはかるという措置ができておつても、今度は実際の教育に対して及ぼすところの影響というものは実に大きいわけですね。こういう点を考えると、ただ昨年度こういう措置をしたか片づかないわけですね。そこで、そういうような事態でございますから、先ほど申し上げますように、この本年度とられば、財政関係上もう一年三十六年の状態をよく調べてから、さらに前進をしようというお考えのようではございません、それではまずかつたのではないかと私は指摘せざるを得ない気持になつておるわけですね。

それからもう一つは、教育関係のことだけ言うようでありまして、文部省あたりに対して、そういうような税外負担、P.T.A.の負担が解消できるように、地方財政の立場から見てどういう努力をしらうかということをお尋ねするわけですか。文部省はその税外負担、P.T.A.負担等の軽減のため

に休むかなる措置をやつたのか、こういうことが疑問として残つてくる。文部省としては何もやつてないじゃないか、それを地方財政の方からただ税外負担の解消だ、P.T.A.負担の解消だ、こう言つたって、それは実効あるものではない、こういうふうな考えを一つ奥野さんの方からもう一ぺんお聞かせお願ひしたいと思います。

●奥野政府委員 税外負担の整理の問題については、現在は会議を招集を出しまして、あるいは会議を招集いたしました。財政面についての考え方を申したりいたします際には絶えず繰り返してはいるわけでございます。三十六年度の基本的な対策にもそれを用つておつたと思つております。

文部省との関係でございますが、私たちが税外負担の解消をはかりたいということに対しては、必ずしも賛意を表しない役所もあるわけでございます。そんなことよりも、とにかく仕事の分量さえふやせばよろしいんだというところで、あの地方財政法の改正の際においても、非常に強い抵抗を示した政府機関がございます。しかし、それに対しては文部省の方は非常に協力的でございます。従いまして、文部省におきまして、そういう意味の通達を出してくれておるわけでございます。また、そういうこともございまして、単位費用の改定等にあたりまして、文部省からもいろいろ要望を持つておられたわけでございます。そういう点については話し合ひをいたしておるわけでございます。今御指摘になつたような給食婦の問題については、事例のようなことが起こらないようにしたい、こういう気持でおるわけでございます。ただ、給食婦が何人でもろしいかということになつて参ります。いろいろ問題があるかと思つたわけでございまして、一応単位費用の基礎としては九百人で二人の給食婦、そのほかに給食に限定するわけではございませんが、半年分の賃金を算入することにしたわけでございます。実績から申しますと、二人のところもございすれば、三人のところもございまして、四人のところもあるわけでございます。また人数におきまして、年齢なり勤務条件なりによつても、たくさん必要とする場合もあれば、少なくて足りる場合もあるかと思つたのでありまして、そういう点はございまして、とにかく私たちが地方財政法を改正して税外負担を解消するということが、仕事をやめてもらうということではございませぬで、仕事はやつてもらわなければならぬが、その負担の仕方を合理化したいということでございます。御指摘のようなことと起らないように将来とも十分注意をいたしたい。そして同時に、御趣旨にもありまして、税外負担の解消については一そう努力を払つていきたい覚悟をいたしておるわけでございます。

●山口(鶴)委員 それではただいま論議のありました点について、お話の出ているお尋ねをさしお尋ねしてみたいと思つたのですが、今回の地方財政法の改正によりまして、都道府県が市町村に転嫁してはならない経費及び市町村が住民に負担を転嫁してはならない経費について、政令で規定する事項は次の通りだといふので、幾つかあつてお尋ねしますが、一級及び二級国道

の新設、改築及び災害復旧に要する経費は政令でもつてきめるのだといふことになつてお尋ねします。一般国道については建設省が直接工事をいたして参ります。二級国道については都道府県が工事主体になつておるわけでありまして、そういう場合に、従来の場合でしたら二級国道でありまして、四分の三が国庫補助金の対象になる、四分の一が県費負担になる。そしてその四分の一のうち五割なり一〇割を通常都道府県が市町村なりあるいは住民に負担を転嫁していたといふことは事実だと思つたのですが、こういうものはことしはなくなる、こう聞いていいわけですね。そしてその場合に、道路整備五年計画といふので二兆一千億の工事をやるというわけですね。今年度も三千数百億に上る工事をやる。そうなつて参りますと、当然今度市町村の方の単位費用の算定の基礎において、市町村の道路費などの程度をいわゆる基準財政需要額の必要額として見ておるのかといふことが裏づけられておらなければ、私はこの法律を施行いたしましたというように格好になると思つたのです。それでは具体的にこの市町村の単位費用において、特に土木費、道路関係の経費において、一体どの程度見えておるのか、この点を一つお尋ねをいたしたいと思います。

●奥野政府委員 市町村の道路の単位費用がどうふえたかといふことは、五ページのところに道路の面積と道路の延長とについて示しておるわけでございます。なお単位費用算定の基礎の資料では、道路関係は十五ページのところに書いておるわけでございます。そ

る、合わせて九十九億ぐらゐのものが税外負担の解消の財源措置になるだろうというふうに考えられるわけでございます。

○川村(継)委員 九十億の税外負担の計画上の金額は、私も記憶にあるのは、七十億程度の学校のPTAの負担の軽減、こういうことであつたと記憶します。あと二十億は何かという、その他の道路はどの行政関係の費用の項目ではなかつたか、そういうような事が市町村に転嫁しておつたものを解消するために考えられた費用でしたか、そうなる、昨年の財政法の改正に基づいて三十六年度から発効するのであるから、ことしのうちにそれだけの財政措置をしておいて、県が市町村に道路の負担などの余分の転嫁をしないようにということがなされてきた。それが今日生きていくから、ことはそういう面のところはやらなくてもいい、こうお考えになつておられると思いますが、考え方はそれでいいと思うのですが、一体二十億というふうな、県が市町村に転嫁しておつたのは道路だけではないと思うのです。そういうものが一体完全に——完全にというのは言い過ぎかもしれませんが、われわれは完全にと言いたいのですが、あなたの方では一つの手当として十分だと考えておられるのかどうか。十分でないなら、ことしもやらなければいけませんね。それでいいのかどうかという問題と、二十億の内容は、県が市町村に転嫁しないための道路等の財政措置をやつたんだと考えられておられるのか、はつきりしておきたいと思つています。

○奥野政府委員 たとえば府県が道路工事をやる場合に市町村に負担を転嫁します。市町村はそれをさらに住民に転嫁しておつたかと思うのであります。そういうものは二十億圓くらいは府県に財源を与えることによって解消したい、究極的には住民の負担の緩和になるのだ、こう考えておつたわけでございます。私たちは二十億圓でもより十分だと考えておつたわけですが、しかしながら、地方財政法の改正に基づきまして三十六年度から禁止された。それは完全に守られておられると思つています。またこの関連から多少疑義のある問題につきまして府県と市町村との間に若干論議が起つたりしておられますので、地方財政法の改正が相当地な効果を持つたということがそういう点を通じて私たちに看取されたいというわけでございます。ただ禁止しておられますのは四項目でございます。先ほど高等学校を例に引いたわけでございますけれども、その他にもなおたくさん大きな問題があるわけでございます。これをどう持つていくかということにつきましても、なおよく研究して対策をとらなければならぬのではないだろうか、こういう気持でおるわけでございます。ただ単純に禁止するだけでよいものかどうかという点につきましても慎重に検討したいという気持を持っておるわけでございます。

○山口(鶴)委員 昨年のものを見ましたら、たしか二十億圓、道府県分のものとしては措置をしてあるのを拝見いたしました。しかしこれだけでは決して十分でないというところは先ほどお認めになつた。といたしますならば、やはり今後の地方財政計画において、法律を施行しておる以上はそれに裏づけする財源を十分に補てんをするという原則はきちつと貫いていただくなければならぬと存じます。そこでさらに重ねてお伺いします。結局政令の範囲は一級国道と二級国道だけだということになっておるのですが、県としてやっておるものにはたとえば主要地方道があります。そういうものは一切住民負担を幾らかけて、たゞえば県立学校において云々というふうなことを言われましたが、それと同じような範疇に属するものとして将来法律改正なり何なりでこれをうたい込んでいく、そういうその分に対する財政措置もやつていく、こういうお考えはございますか。

○奥野政府委員 率直に申し上げまして、なるだけ府県の基準財政需要額に算入しているような行政経費については全額府県に持つてもらいたいのでございまして、市町村に転嫁することは極当でないという考え方をいたしておるわけでございます。しかしながら、建前はそうでありまして、そのことを直ちに法律規定による禁止に持つていくことが正しいかどうかということになります。なお若干疑問があるわけでございます。全体的に行政水準の維持が十分に行き渡つておるときであり、またそれよりも、ある程度簡志的な人たちが奉仕的にいろいろなことをやつてくれる、そういう風風でも一切抹殺してしまふというふうなことにせよ、かかぬか、若し慎重に考えていきたい、こういう気持を持っておるわけでございます。従いま

して、だれがどう考えても負担転嫁はひど過ぎるではないかというように思われまふものから逐次強制力を持つた禁止の範囲に取り入れたらいいという考え方をいたしておるわけでありまして、○山口(鶴)委員 今度はそれは市町村が市町村の住民に転嫁しておる経費で今度禁止される項目についてお尋ねいたしたいと思つています。市町村の職員の給与に關する経費と市町村立小学校及び中学の建物の維持修繕に要する経費が今度政令の中に入らぬとされておる。そこで異様に感じられます。これは、せつかく小、中学校の建物の維持修繕に要する経費に対して住民負担を禁止しておいて、建物を新築する場合のものはいいんだということわざをわざと出しておられます。全くそんなことではしり抜けではないのです。維持修繕に要する経費というのは少額ですよ。直接住民負担が大きいことがはるかにればやはり新築ということがはるかに大きいわけであつて、少額のものに禁止しておいて、こういう住民負担をどういふ妙なことになるのか、この点はどういうことですか。

○奥野政府委員 現在の小、中学校の整備状況というものはまだ十分なものはございません。従いまして、またある程度御指摘のように新築のような場合に税外負担に求められておるものがかかりあるようでありまして、私たちが一般に住民に割り当てるべきものな寄付金というものはぜひやめてもらいたいのであります。そういう意味においては、地方財政法の第四條でしたかに割当寄付金の禁止の規定を置いておるわけでありまして、ただ御指摘のように維持修繕に限つておられますが、その中に新築まで入れるといたしますと、篤志家がおつて学に建築が行なわれる、そういうものまで禁止してしまふわけでありまして、住民割当寄付はやめたいのであります。けれども、そういう篤志家の積極的な寄付というものは、今のような小、中学校の整備状況であればそれも好ましいことだ、こう私は言いたいのであります。そういうふうな美風といふことが、気持までゆるがすようなことになつては問題でありまして、だれがどう考えてもこれは極当でないというものを強く禁止することになつたのであります。一般的な割当寄付金は、地方財政法第四條ですか、あれを基礎にして住民などから強く意見を出してもらつて合理的な財政運営をしていきたい、こう考えておられます。禁止いたしました範囲はあるいは少な過ぎるのではないかと、御批判があるかもしませんが、そういう規定を通じまして、もの考え方というものを私たちは国民に訴えていくつもりでありまして、ぜひこういう考え方を基礎にして財政運営をやつて参りたい、そういうものを通じて財政の秩序を確立していきたい、こういう念願を強く持つておるわけでありまして、その念願のあまり、いろいろいい風風までやしんかんとおつたことでも問題ではないかと思つておられます。○山口(鶴)委員 なるほどいろいろ説明の仕方もあるのだと思つて感心いたしました。確かに篤志家の寄付というものはあります。またそういうものまで全く排除することも問題だ

ということもよくわかります。しかし、現実には篤志家の寄付が大部分であって一般の寄付がきわめて軽微なものだといふようなことは、きわめて例外的な問題だとも思いますが、それから割当といふまでも、割当寄付と割当でない寄付の境界というものは現実の問題としては、これは局長さんによく認められるところだと思ひます。ですから、たとえば篤志家の寄付なら寄付を受け入れるのは、新築を禁止しても差しつかえないのではないかと。備品か何かについて大いに篤志家の寄付を募るかということでも措置する方法はあり得ると思ひます。ですから、そういうふうな割当寄付といふものを禁止するということだけ十分であるならば、何も事新しく財政法でうたわなくても、割当をした寄付と割当寄付でないものとの境界が明確であるならば必要ないだらうと思ひますけれども、その辺がデリケートだからこそ、こういう財政法の改正もしなければいかぬというのが私は現実だらうと思ひます。そうなつてきますと、新築、増築を禁止したところが、そういうものを建てれば備品その他たくさん要するのですから、幾らでもそういうものを篤志家の寄付で受け入れる余地はあるのですからね。篤志家の寄付云々ということだけで新築、増築を入れないといふことは、私はやはり筋目としてはおかしいんじゃないか、こう思ひます。その点どうですかね。

○奥野政府委員 決して説明で済ましているつもりは毛頭ないつもりでございます。制度を立てます場合に、いろいろなことを検討いたしました結果、だれがどう考えても穏当でないといふものをとりあえず禁止項目の中に掲げるにとどめたわけでございまして、全体の行政水準が上がってくるにつれて、私はこの範囲を拡げてついでよろしいんじゃないか、こう思ひつけてございします。同時にまたこういう考え方を出したことにおいて、すでに国民の側から財政秩序を守るべきだといふ意見が当国会においても出ております。地方の議会においても相当強く出ているわけだと思ひまして、そういうような議論を通じて逐次財政の秩序を確立してもらいたい、こういう念願をしております。ところが、どちらかといひますと、橋頭堡を地方財政法の規定の中に設けた。その財政の裏づけも一応三十五年度において行なつたといふことだと思ひます。しかし今後さらに現状をきついに検討したいといふ考えでございします。備品の問題にいたしましても、たとえばオルガンとかない、ピアノに買いかえてやろうといふような人があります場合に、そういう気持を押えつける意思はないのだといふ考え方があつたわけでございます。一般的な負担転換の禁止規定は範囲が明確ではないんじゃないかと言われれることも、私はこれももつともだらうと思ひます。ただ法律規定だけで問題がすべて解決していかぬんじゃないか、いろいろな考え方があつていくんじゃないか、そういうことをまた期待をしたいといふことでございます。しかし、いろいろお教えをいただきましたならば、さらに十分な検討を私自身においてもいたして参りたいと思ひしております。

○川村(継)委員 何回も関連で大変恐縮です。今奥野さんが財政秩序を確立するといふ、そういう意味からこの財政法の一部改正案や今の寄付の問題についても考え、その気持、その考えはよくわかりました。ただお話のとらえ方はよくわかりません。どうもやはり下部の税外負担の解消を考へておられる問題になりますと、どうもやはり下部の税外負担の解消を考へておられる十分把握しておられないんじゃないかという印象を受けるわけですね。おっしゃる通りに篤志家の寄付などといふことは、これは私はあつてもいいんじゃないかと思ひます。ところが、今日学校の建築をしたらあるいはプールを作つたり何かするときに、そういう形で行なわれていけないわけでは、これは十分考へていただかなければならぬ。そこまで考へえなくなるならば、これはそれだけの禁止規定ではなくて、やはり別の何かの法的措置といふものが必要になつてくる。と申し上げたいと思ひますが、いわゆる篤志家がそういう公共物に対してはほんとうに善意で寄付したような場合には、寄付の手続を規定する。あるいは必ずから進んで町村長なら町村長に申し入れて寄付の行為をする、その寄付行為をしたものについては何らかある点の行政の立場から恩典を見てやるか、私あえて減税とは言いませんけれども、何かそういうものを見てやるというふうなことで、そうして一般的にいわれる割当とか、いやいやながらも強制的に取られるような形の寄付といふものは、やはり押えていかなければ、住民の負担軽減といふものではできません。税外負担の軽減はとて不可

能だといふことを考へるわけですね。そういう方面のいわゆる何かの措置が必要になつてくるんじゃないか。それとあわせて奥野さんが言つたような財政秩序の確立といふこともあり得るのじゃないか、どうも思ひますが、何かそういう構想はございせんか。そういうお考えはありせんか。たとえば以前私たちが方々で寄付行為の禁止といふような法案を用意してみたことがありますが、それもやはり一つには、一面ではそういう善意な篤志の人々の学校なら学校、その他の公共施設、あるいは社会福祉の事業に対する寄付は受け入れること、いわゆる財政が不如意だからといふことで一般に転換するような割当的な強制的な行為を禁止していいこと、うことで考へたわけでありませんが、やはりその両面がなければならぬ、それが必要じゃないかと考へますが、当局のお考えはどうでございせんか。

○渡海政府委員 昨年度の税外負担の解消の際に、本年度は今私が留守の間に御検討願つたと思ひますが、特に税外負担の解消といふことは、うたわなかつたことによりましてこの部面の効果も私たちは期待しておりますのでございします。昨年度はこれだけの金額もはつきりいたします。またその項目もあげまして法律にもうたつたのでございします。それがただいま御指摘になりました財政法の改正でございします。その中で私たちは、金額が七十億ですか、九十億のうち二十億はただいまの府県から市町村になっております。それで実質的に住民の、これももちろん市町村の住民負担の分にも転換してきていると思ひますが、解消になつてきていると思ひます。実質的に市町村が住民に課しておつた税外負担を禁止したのが七十億でございします。それに伴ひまして三十二年度からこの法によって、しかもそれを具体的に禁止したのだ。しかしながら法に定められる以上はそれが守られなければならぬといふので、現在の地方財政のあり方と、小、中学校の学校建築の需要のあり方といふことをながめまして、この法律で禁止する以上は法が守られ得るように、その方針をうたわせていただいたのでございします。決して故意に忘れたとか何とかといふ意味はございせん。従いまして、財政の許す限りこの法の精神によりまして、建築におきましてもできるだけ転換してはならない、住民に強制的な割当は禁止しておりますが、それに似たような転換はしてはならないといふのは、この法の精神によりうかがわれるものである。そうあつてほしうとわれわれは期待しております。これは、今局長が答へた通りでございまして、行政水準の進歩とともに、できればそういう面でも明らかに法に禁止したならば、そのように持つていかなければならぬ、そのような方面より私たちが財源の充実を今後とも努力していかなければならぬ、かように考へている次第でございします。

なお、篤志寄付を受け付ける手続を別途整備して、その面からもこの間の財政経費の支出のあり方を明確にすべきじゃないかといふ川村委員の御指摘、ごもつともであらうと思ひます。といたしまして、現在おもつたものは、おそらく寄付採納行為として、一々市町村あるいは都道府県におきま

しても議會を通して承認を得て採納されておられるのじやなかろうか、こう考えておられます。それとともに、たゞいまそいつたものに対しての恩典も考えてやれということもございますが、私どもの承知する限りでは、法人自体が寄付行為を行なっていました場合、市町村がこれを受け入れて、市町村のものとしてこの寄付が使われたものに対しては、私はこれは経費として利益の中から差し引かれるというふうな恩典も現在設けられておる、かように承知しておるわけでありませう。

○山口(鶴)委員 さらにたゞいまの点でありますけれども、どういふ場合に小、中学校の増築、新築等に対して寄付が多いかといふ点、問題は、現在確かに國庫補助金起債という新築、増築に対する國の財源措置の方法はあります。ありますけれども、その基準というものは非常にきつくて実情に合わない。仕方がないから現実にはまるまる市町村の負担においてその建て増しを、特別教室等も建て増ししなければどうにもならぬ。こういうところにおいて寄付というものが非常に多いというのが、私は現実の姿だらうと思うのです。県立学校においても同様だと思ひます。といたしますならば、この新築、増築等に対してこれを禁止しうたい込んでいく、それには川村委員が指摘されたような方法もございませう。同時に今私が申し上げましたような、現実その実情に合わない、まるまる市町村の負担でもってやらなければならぬような増築、新築を強制しておるといふことか、押しつけておるといふことか、そういう国々の基準というものの自体をやはり解消していか

ければいかぬ、こういうところに私は問題があるかと思ひます。こういう点についても一つ政務次官として、大臣がおられれば一番けつこうだと思ひますが、国全体の施策として御検討いただきたい。またそういう御用意があるか、一つお伺ひしたいと思つておる。○渡海政府委員 御指摘の實情も、ともてございまして、私たちが實際の市町村における小、中学校の建築状況をながめましても、御指摘の通りでございます。この事実と、それから國の補助あるいは起債の金額との相違というものは、一つは単価の部面で現われているのじやないか、もう一つは補助の対象となる認定坪数の点で現われているのではないか、かように思つております。単価の点につきましては、木造とかあるいは鉄筋とか、それぞれ単価がございませうが、この単価基準を引き上げるとともに、大に要望しております。これは現在鉄筋でございます。ところがこの率が、要望するだけの鉄筋の予算が組まれていないところ、木造でも足りないながら鉄筋にするところ、あるいは鉄骨にするという部面にも出てきておるのではないかと思ひます。いろいろな点で改正すべき点があるかと思ひますが、私たちが常々要望しておるのでございませう、現在の急増する需要というものはたえかねて、まだ十分な改正は行なわれていないことは事実でございます。しかしながら、三十八年度におきましては、さしあたりこの部面におきまして、たしか木造と鉄筋との割合が一〇割か鉄筋を多くされて木造を少なくした。この部面も改善になつてくるのじやなかろうかと思つております。

な私たちが単価の坪数の計算におきまして、たしか文部省の補助単価をいたしましては、一人当たり〇・九坪であります。これは足りないので、起債のうかがい実情でございませうので、起債の査定にあたりましては、これを一・二坪までふやして、できるだけ起債の部面においてこれを補つていきたい。なお補助の少ない部面に対しては、私は、私たちはおのおの三割の部面を単独で認め、その八割を起債で見るといふ方法によりまして、個々の実態に合わせまして、できるだけさういふ町村の大きな負担を避けていきたいと思つておる。またもう一つの本年度の財政措置としてとらしていただきましたのは、過去の三十四年度の実績に基づきまして、こういった補助の少ない、實際に合つていないといふものを、現実の決算面によりましてこれをとらえまして、本年度の規模は正の中にございませう。本年の規模を正の中にございませう、この点を参考としていただきたらう。規模は正をさせていたいただきたい。第でございまして、各種の方法を通じて、さういふものがなくなるように、財政的に努力いたしておるような次第でございます。

○山口(鶴)委員 起債の一人当たりの坪数なりあるいは単独事業に対する起債の負担なりという点で、具体的にいろいろ配慮している点はお伺ひいたしましたが、それからまた四百四十八億を一つの示し願ひたいと思ひます。○奥野政府委員 市町村のその他の諸費について態容補正を行なつております部分について改正をしようとするものでございます。その他の諸費の中で、算定をしております行政費は、お示し

れわれにはなかなかわかりがたい。こういう点も、次官が来られない前に申し上げておいたのであります。一つ規模は正をおやりになつて、今まで欠けておつた部面への財政措置をおやりになることはけっこうであります。しかしそれが具体的にどういふ経費にどの程度規模は正されるかという点で、しろうともわかりやすく、やはり地方財政計画なり、配分の方法の中で明確にしていくように、これは希望を申し上げておきます。

それから、同じことばかりでは恐縮でありますので、次のことを聞きませう。低種地町村における需要の充実に、三十八億円今度お組みになつておる。この点につきましては、特に後進地域の財政力を強化するという点から行なつた施策であるという点、地方財政計画の御説明の際にもお伺ひいたしました。そこで尋ねたいと思ひますが、現在一種地から二十種地までありますが、ね、そのうちこの措置によつて一種地から九種地までのところは、今までの十種地のところまですべて切り上げられていくといふふうな解してよろしいのですか。そしてその場合の一種地から二十種地まではどの程度の経費の開きがあるものでございませう。それが一種地から九種地までが十種地まで上がることによつて、この補正係数にいつて切り落とされた経費が具体的にどの程度改善をされることになりませうか、この点を一つお示し願ひたいと思ひます。

○奥野政府委員 市町村のその他の諸費について態容補正を行なつております部分について改正をしようとするものでございます。その他の諸費の中で、算定をしております行政費は、お示し

してあります資料の中に入れておるのでございますけれども、その中にも種地の相違によつて行政の質の差がある、かように考へておるわけであります。それを今回の改正で九種地以下のところも十種地並みに計算をするといふことになりましてございませう。全体的にどういふものを廃止したわけではありませぬ、給与で申し上げます。暫定手当の差があるわけでございますので、そういうものは計算していかないけれども、思つておるわけでございます。その他の諸費については行政の質の差があることを前提にしておりませう。率は大抵一補正係数でありませう。現行は〇・七六の補正係数を使つております。それが〇・八七の補正係数を使うことになつておるわけでありませう。

○山口(鶴)委員 〇・八七というのは十種地になるわけですね。○奥野政府委員 行政の質の差によつて設けておられます比率が十種地並みになるわけでございます。そのほかの方で、やはり種地の差が暫定手当等についてはもちろんあるわけでございます。その結果、一市町村当たりで申し上げますと、總平均でございませうけれども、百十六万九千円ふえる、こういう結果になるわけでございます。もちろん種地の低いところ、高いところ、人口の多いところ、少ないところによつて違つてくるわけでありませうけれども、大きく申し上げますと、一市町村当たりその意味で今申し上げただけふえるといふことでございます。

○山口(鶴)委員 そうですね。

○奥野政府委員 行政の質の差によつて設けておられます比率が十種地並みになるわけでございます。そのほかの方で、やはり種地の差が暫定手当等についてはもちろんあるわけでございます。その結果、一市町村当たりで申し上げますと、總平均でございませうけれども、百十六万九千円ふえる、こういう結果になるわけでございます。もちろん種地の低いところ、高いところ、人口の多いところ、少ないところによつて違つてくるわけでありませうけれども、大きく申し上げますと、一市町村当たりその意味で今申し上げただけふえるといふことでございます。

○奥野政府委員 行政の質の差によつて設けておられます比率が十種地並みになるわけでございます。そのほかの方で、やはり種地の差が暫定手当等についてはもちろんあるわけでございます。その結果、一市町村当たりで申し上げますと、總平均でございませうけれども、百十六万九千円ふえる、こういう結果になるわけでございます。もちろん種地の低いところ、高いところ、人口の多いところ、少ないところによつて違つてくるわけでありませうけれども、大きく申し上げますと、一市町村当たりその意味で今申し上げただけふえるといふことでございます。

○奥野政府委員 行政の質の差によつて設けておられます比率が十種地並みになるわけでございます。そのほかの方で、やはり種地の差が暫定手当等についてはもちろんあるわけでございます。その結果、一市町村当たりで申し上げますと、總平均でございませうけれども、百十六万九千円ふえる、こういう結果になるわけでございます。もちろん種地の低いところ、高いところ、人口の多いところ、少ないところによつて違つてくるわけでありませうけれども、大きく申し上げますと、一市町村当たりその意味で今申し上げただけふえるといふことでございます。

たしますのは、二十四ページの市町村分に対してどのような補正をどの項目に適用していくかという一覧表があつて、マルがついておられますね。これの種の補正、これに対して適用していくということになるわけですか。そのすべてに対して適用するのじゃないというお話でありましたが、せっかく一覧表をいただいておりますので、一から一町村当たり百十六万九千円でございましてかふるというのであります。この市町村の場合の規模は、こちらの単位費用の積算基礎であります。市町村の標準団体は人口十

万となつております。その人口十の場合において百十六万九千円ふえるということなのですか。

○奥野政府委員 お話の二十四ページのところに、六その他の行政費、3、その他の諸費で、測定単位を人口にするというのがございます。そのうち態容補正と書いたところがございまして、態容補正の下の方をずっと見ていただきますと、普通態容補正は三十五年度も三十六年度も残るわけでございます。残るわけでございますが、態容補正の中に一つは給与差に基づく態容補正がございまして、もう一つは行政の質の差に基づく態容補正がございまして、その給与差に基づく態容補正を残しまして、行政の質の差に基づく態容補正だけは十種地並みに切り上げる、こういうことでありまして、従いまして、態容補正がなくなるわけではなくて、態容補正の基礎をなしております二つのうちの一つをやめてしまふということでございます。

なお、私が申し上げました百十六万九千円というのは、全体で三十六億五千二百万円、こういう関係団体だけの需要額がふえて参りますが、関係団体が三千二百二十四ございまして、それで割りますと百十六万九千円になるわけでございます。

○山口(鶴)委員 その点は了解いたしました。今度は少しこまかな点について一つお聞かせをいただきたいと思ふのです。

まず市町村の単位費用の問題でありまして、いただきました単位費用算定基礎の市町村分というのをずっと拝見させていただきます。まず全般的に感じますのは、標準団体をとつておられます。市町村の場合において人口十をいわば標準団体としておとりになつておられるのです。現実には三千幾つかの市町村があるわけでありまして、十以上の市町村の教というものは三千幾つかの市町村の中ではない方だろ

うと思ふのです。そういたしますと、十を標準団体として規定をいたしまして各種の必要経費を計算をしていくということになりますと、どうしても人口の少ない市町村についてはおのずから計算上不利になるといいますか、そういう点が考えられるのであります。が、なぜ人口十と押えてこれを標準団体として御規定になったのか、これをもう少し将来変更するということもりなのか、あるいは人口十というものを標準団体へ押えることに対して、妥当な一つの裏づけなり理屈というものがございませうか、この点を一つお聞かせいただきたいと思ふのです。

○奥野政府委員 標準団体を人口十の都市に置いておられますために、人口

の少ない団体は不利なことになるやしないだろうかという御懸念は、段階補正を行なうことによつて避けるようにいたしておるつもりでございます。どういう段階の市町村を基礎にして単位費用を算定していくかということについては、いろいろ議論の余地はあろうかと思ひます。ただ当時市の中で平均的なところがたしか人口十万ではなかつたかと思ふのでございまして、そういうところから人口十の都市をとつたわけでありまして、あまり貧弱な町村を基礎にとりまして、ほとんど施設も整っていないというようなことになつて参りますし、あまりまた規模が大きな都市をとつて参りますと、一般には見られないようなことも行なわなければならぬというようになつて参りますので、まず今のような団体の選び方です。まず今のようないか、こう思つておられます。もとより個々の地方

団体にわたりよくしますためには標準団体を数多く作り、たとえば町村の単位費用は幾らである、それから小都市の単位費用は幾らである、中都市の単位費用は幾らであるというようになつても、一つの方法かと思ふのでございませう。しかし、そういう差を頭からつけていきますと、はたして地方行政を将来伸展させていきます場合に適當であるかどうかということについては、若干疑問もございまして、今のような態度をとつておられるわけでございます。もとより将来ともその点については十分検討はしていきたいと思ひます。さしあたってはこれでよろしいんじゃないか、こう思つておられるわけでございます。

○山口(鶴)委員 段階補正でいろいろ考えていくからいいというお話でありまして、しかし人口八千の町村でも一人の町長はいるわけですし、おのずからそれに伴う市町村としての機構といひますか、そういうものはどうも設けなければならぬということにならうかと思ふのです。町村合併を自治省が推進されるに、消費的経費はこれによつて割つていくからということもおっしゃつて指導された手前からいって、大きな団体を一つ基準にとつて、それから人口割等でもって簡単に単純に小さな自治体を割り落としていくならば、どうしても小さな市町村の方が割損になるということ。常識上考えて当然じゃないですか。とするならば、町村段階において一つの標準団体をとり、中都市をとり、人口十万ぐらゐの段階の都市をとり、それから大きな都市を一つの標準団体にとる。そうして計算していく方が、人口は幾ら少なくても、一つの市町村であればおのずから一定の行政経費というものはかかるわけですし、その他いろいろな経費もかかるわけですから、やはりそういう計算をすることの方が、むしろ町村において、しかも貧弱な、面積ばかり広いが人口は少ないというような比較の後進地域において、財政力が貧弱であるという点は救われていくんではないかというふうにお考へのですが、それらの点についてのお考へはどうでしょうか。

○奥野政府委員 先ほど申し上げました段階補正によりまして、全くお話しした通りの作業をしていくわけでございます。段階補正をきめます場合には、一応かりに人口八千の町村でありまして、八千の町村ではどれくらい金が

要るか、今御指摘になりました市町村長さんの経費はその他の諸費の行政項目の中で算定しておりました。測定単位は人口でございます。人口十のところでどれだけ金がかかるか、それを十で割つて出しましたのが、今法律に書いてある単位費用であります。人口八千の団体についても、一応同じような計算をしてみるわけでありまして、そうして人口八千で割る。そうしますと単位費用が必ず割高な計算になつて出て参る。このかりの単位費用を人口十の単位費用で割りまして、段階補正係数というものを定めるわけでございます。従いまして法律に書いてあります単位費用に八千の人口をかけて、それに今申しました方法で算定をいたしました段階補正係数をかけて、その団体のその他の諸費にかかるとしておられるわけでございます。

○山口(鶴)委員 御説明を聞けばなるほどと思ふわけでありまして、一つそういう点で貧弱な市町村に対しても決して不利にならぬような措置を厳格にとつていただくことを要望しておきたいと思ひます。

それから中の具体的な項目についてお尋ねしますが、土木費であります。先ほどお尋ねいたしましたのが、これは市町村道のいわば維持、修繕というものに要する経費を見込んでおられるのであります。この場合におきまして特に市町村で訴えて参りますのは、どこの市町村にもある問題ではないと思ひますけれども、特定の市町村において三千万円も四千万円もかけなければならぬような非常に大きな橋梁というものが市町村道にあるので、ど

る経費というのがあるわけでしょう。そういたしますと、こういった測定単位のとり方というところは問題があるのじゃないか。しかもその場合の根拠にしておられる数字では、十八学級には教員が十八人おればたくさんだというふうなものを一つの根拠にいたしまして、今私が申し上げたような教師がよければよければいかるいろいろな物件費、そのものをすべて見ていくということについては当然誤りがあるかと思うのでありますが、そういう点についてはいかがお考えでございますか。

それから教職員の給料については、いただきます表を見ればわかりますが、給食婦さん三名の——これは市町村が払う給料でしょう。これは一人当たりの給与単価はお幾らで組んでおるか、この点だけを聞いておるわけです。数字をあげて一つお答え願いたいと思います。

○奥野政府委員 市町村の小学校費、中学校費を的確に測定する単位がほかにいろいろございますならば、お教えをいただきます。ただ現在のところ、こういう立て方が一番妥当ではなからうか、こう思っているだけのことでございます。お示ししております単位費用の算定基礎の三十三ページにも学級は十八学級であります、先生は十八人と書いていないわけでありまして、二二・六人の学校規模を予想いたしておるわけでありまして、そういうことが基礎になりました学校の坪数等のようなものがはじき出されて参るわけでありまして、いろいろ教科内容が変わりましたりして経費もふえて参るわ

けでございますけれども、三十五年度よりも増額いたしました数字のおもなものだけ若干申し上げますと、学校数を測定単位とします部分におきまして、事務補助員一人にかかる給与費を若干増額しております。事業費の内容におきまして、学校医二名の報酬の引き上げを行なっております。こういうものは各学校ごとによるわけでございますので、規模の小さい学校であらうと大きい学校であらうと、こういうものは必要でありますので、学校数を測定単位とするものの中に算入することにしておるわけでありまして、それから学校薬剤師の報酬を新規に算入することにしております。それから通信運搬費を従来八千六百万円しか見ていませんでしたのを、一万八千六百万円に一万円増額しております。備品費につきましては一万五千三百円を一万八千円に、二千七百円増額しておるわけであり

それから児童、学級数を基礎とします部分、これは九百人の学校を基礎にいたしまして所要経費を算定する。そして半分を学級数で見、半分を児童生徒数で見るといふ計算の仕方をいたしておるわけでありまして、この部分について給与費を増額しましたのはもちろんであります。御指摘になりました給食調理員の三名分につきましては、月額六千九百円に算定をいたしておるわけでございます。もとよりこれらにつきまして期末手当、勤勉手当は別途に見込んでおるわけでございます。それから建物の維持費を新規に算入することといたしまして、坪当たり五十円に八百八十二坪をかけた金額——金額が出ておるわけでございます。

かりませんが、そういう計算で算入しております。それから事業費では賃金の増額で四千九百円を三万六千円に、三万一千円余り増額をしておるわけでありまして、燃料費を五千円増、印刷製本費を五千円増、光熱水費を一万七千六百四十円増ということにいたしておるわけでありまして、そのほか若干こまかいものがありますが、そういう立て方をいたしましたわけでございます。

○山口(鶴)委員 そうすると給食婦の方は一カ月の人件費が六千九百円ですか。期末、勤勉手当と、さらに普通の公務員の場合によつては超勤する場合もあろうかと思ひますけれども、ちよいちよいはないでしょうか。特別の学校の行事等がありま

すから、そういった他の公務員にありまますところの期末、勤勉手当以外の経費、それから扶養家族手当、こういうものは全く見ないのですか。期末、勤勉手当だけですか。通勤費、扶養家族手当、そういうものは見ているか、見ないか。それから六千九百円というふうな低い単価が、はたしてどういう人たちを対象にして考えられておるか、この点はいかがですか。

○奥野政府委員 この単価を組みましたのは、当時の実績を基礎にして算入したと記憶しております。六千円であったものを六千九百円に、九百円だけ増額したわけでありまして、あとは期末、勤勉手当三カ月分を算入しているだけでございます。そのほかのものは算入いたしておりません。

給表がありますね。あれの何級何号に当たりますか。

○奥野政府委員 ちょっと今その給与表を持っておりませんが、六千円でありましたのを六千九百円に上げておりますから、一五〇アップということになるわけでございます。

○山口(鶴)委員 何号俸だかわかりませんか。

○今校説明員 給与改定後の新しい俸給表で申し上げますと、改正前の行政職俸給表(白)の五等級の二号、三号、四号、数字で申し上げますと五千九百円、六千三百円、六千九百円、この三段階にあって者が新しく六千九百円に切り変わっております、その表を使っております。

○山口(鶴)委員 要するに一番最低の俸給表だということになりますね。扶養家族手当を見ないというの、じゃほんとうに中学校を卒業してまだお嫁にも行かぬ単身の、いわばその程度の人たちを雇えばいい、こういうことになりませんか。そういうおつもりで組んでおるのですか。

○奥野政府委員 先ほども申し上げましたように、一応基準財政需要額に組み入れましたときには、従来の実績を見て単価をきめたわけでございます。けれども、これらの方々は大部分いわゆる臨時職員として雇用されておられた方が実績としては相当多かったのが私には現実じゃないかと思つたのです。中には失対事業の対象の方もこれに当たつていふという方もあつたと思ひます。しかし、自治省の方としては、こういう給食婦の方々は常勤的なしかも継続的

な職員であり、大切な子弟の食事を扱う職員でもありますから、七〇〇をいわば定数化していくということに考えておるならば、これらの給食婦の方々は当然常勤的職務に携わる者として定数化していくものというふうにお考えになっておるわけでしょうか。その点のお考え方を一つお聞きしたいと思ひます。こういう人たちは定数化の対象にするかしないか。

○奥野政府委員 市町村の正規の職員として身分が安定されるように持つていくべきものであるというふうにお考え

○山口(鶴)委員 そうしますと、結局これらの人たちの実績は、今言つたような失対事業とか臨時職員であつたからこゝろで低かつたわけですよ。今度は定数化していく、正規の職員にしていくということに相なりますならば、それを最低の六千九百円という俸給表で律するというのでは、これらの方々の年令なり、あるいは家族を持つておる方もありまして、そういう人の扶養家族手当すら見ない、こういうことが私は非常に問題になると思ひます。ですから自治省の方としては、一応お押えになったということ、一方で定数内職員にしていくということであるならば、今度は経験年数なり年令等によつてしなすべき等級格付をしていかなければならぬ。そうした場合は当然扶養家族手当も払う、それから通勤手当も払うということになるでしょう。おかしいじゃないですか。一方で定数化していくという見解を持ちながら、給与の方では依然として臨時職員並みの財政措置しかしてない

という事は明らかで矛盾だと思ふ。こ
ういふ点は是正する気がありますか。

○奥野政府委員 先ほど申し上げまし
たように、給食調理員を正規に三人単
独に算入いたしましたのは三十四年
ごろではなかったかと思ひます。当時
の実績を基礎にして算入いたしましたわけ
でございます。今後さらにその実績を
見ながら是正すべきものは是正するよ
うに努力していきたいという考え方で
おるわけでありませう。実績を基礎にし
て算入し、いろいろ議論があります
が、とにかく三人にしてあるわけであ
ります。人数等についてもいろいろ議
論があるようでありますので、これら
についても十分調査をしたいという気
持でおるわけでありませう。

○山口(鶴)委員 ですから、この点に
ついてそういうおつもりでありますな
らば、実績ということばかりにこだわ
らず、定数内職員にしていくという一
つの方針がありますならば、それに
沿つてしかるべく定数内職員の待遇と
しての給与準拠を見込み、扶養家族手
当及び通勤手当等も見込んで、正規職
員並みの財政措置をすみやかにされる
ように希望申し上げておきます。

それから次に、市町村の社会福祉関
係の仕事になるのかと思ひますが、国
民年金の事務が昨年から実施されてお
ります。この国民年金の事務を進める
にあつて必要な経費というものは完
全に市町村に交付いたしておるのです
か。その根拠はこれのどこを見れば明
瞭にわかりますか。

○奥野政府委員 国民年金の施行に要
する経費は全額国庫で負担する建前に
なつておるわけでございます。国
民年金法に基づきまして、国

用を市町村に交付していくということ
にいたしておるわけでありませう。た
だその金額がはたして所要経費の全額を
満たしているかどうかということにつ
いては議論のあるところでございますし
て、私たちが、かなり心配をしながら
厚生省その他を勧告するというような
態度をとつてきておるわけでありま
す。昨年から始まつたばかりでござい
ますので、将来にわたつてどうである
かということについては問題があるう
かと思つておるわけでありませう。

これは全額国費でまかなわれる性
格のものでございませうから、地方財政
計画にはもとより算入いたしており
ます。

○山口(鶴)委員 そういう関係の経費
はさうでございませうが、聞くところ
によりますと、東京都の場合は各区で
もつてこの事務を実施することになり
ますね。厚生省からきました経費を各
区に配つた。そして現実に国民年金事
務を進めたところが足らなくて、都と
して四、五千万円の金を各区に配賦し
てやつつとつじまを合わせたという話
を聞いておるわけでありませう。とい
つたしますと、現実に東京都におきまし
てはさういふ形が財源不足があつたとい
うことは明らかだと思ひます。幸
い東京都であるから、都と区という関
係であるから、区で金が足りないとい
うので都でもつて払うということがで

きたのでありませうけれども、他の
道府県に比べさういふ形が当然市
町村がしよい込むという形に相なつて
いると私は思ひます。こういうものに
ついては今後はっきり自治省の方でも
調査をして、そして必要経費は完全
に国に負担させる。地方財政法を改正し
て、国が当然負担すべきものを市町村
に負担させてはならぬというよう
なことを幾らやつたところが、現に国が一
番大きな施策の一つとしてかねや太鼓
で宣伝しておるものについてしりが抜
けておるといふことでは、全く話にな
らぬと思つておるわけでありませう。こ
ういふ点に対する政務次官の御決意をお聞き
したいと思ひます。

○渡海政府委員 ごもつともござい
ませう。たしか本年度——私は小さな数
字を忘れましたが、昨年度初めて実施
されました最初の調査といひますか登
録の段階におきまして、経費が非常に
不足するといふふうな各市町村の実情
の要望がございまして、本年度全面実
施に際しまして、各経費の一人当たり
の単価を引き上げて本年度の予算に組
まれておる、かように承知いたしてお
ります。

なお、それでもつて十分であるかど
うかということは十分検討を進める余
地がございませうが、私たちが、法律で
定めてある通り市町村が完全実施でき
るように今後とも努力して参りたいと
思ひます。ただ自治省がそのことを確
約するかというところでございませうが、
御承知の通り全額国庫負担で、政府部
内におきましての主管省は厚生省とい
うことになつております。しかしなが
ら自治省は市町村を代弁すると申しま

すか、直接すべての点につきまして関
係ある省でございませうので、この責任
の担当の省でございませうので、この責任
の担当の省である厚生省とこちらも十
分よくお話ししていただきまして、完
全に市町村事務として法律にうたう年
金事務が行なえるよう、予算の編成そ
の他の機会を通じて努力して参り
たい、かように考へておる次第であり
ませう。

○山口(鶴)委員 実際に配付されてい
る経費の二、三倍はかかつておるとい
うのが実際ださうであります。市町
村の立場を代弁して自治省ががんばら
れるといふお話ださうであります。こ
ういふのは厚生省が調査しろとい
つたつてなかなかしないと思つて
す。自治省はそれじゃ今年度調査をし
て、その調査の結果に基づいて、それ
を完全に持つようによつて交渉するつもりは
ありませんか。

○奥野政府委員 いろいろな問題を絶
えず調べておるわけでありませうが、国
民年金につきましても、なかなか調査
の仕方その他について問題があるよう
でございませう。しかし、非常に関心を
持つておる問題でございませうので、自
治省といつたしましては、当然厚生省に
対しましては国民年金のあり方につ
いては注文をつけたといふ気持でお
るわけでございます。

○山口(鶴)委員 それじゃ実情を調べ
て交渉されるということはお確約いた
だけませう。

○渡海政府委員 全面的に実情を私た
ちが調査して、これに基づいてなにす
るかどうかということはこの確約は
いたしかねますが、ただいま個々に起
きておりますところの実情は、あらゆ
る方法によりまして十分私たちが承知

し得る限りにおいて承知いたしまし
て、厚生省にかけ合つたということだけ
はお約束いたします。

○山口(鶴)委員 その調査の仕方がい
ろいろあるようですが、一つの確にそ
の実情がよくわかるような調査を努め
てやつていただいて、そして落ちない
経費を十分厚生省に交渉していただ
くようにして下さい。

それでは、今度は都道府県の方をお
尋ねをいたしたいと思ひますが、時間
もだいぶあれですから手短かにいたしま
いと思ひますが、これで拝見いたしま
すと、道府県については適正規模の標
準団体の規模を人口百七十七万人と押
えておるようでありませう、この点につ
いては、この百七十七万人が妥当だとい
う理由はいかかるところにございま
すか。

○奥野政府委員 単位費用をきめまし
たときの府県の平均人口が百七十七万
人であつたように記憶いたしておりま
す。それをそのまま踏襲いたして参つ
てきておるのでございませう。

○山口(鶴)委員 こまかい点になりま
すけれども、行政費でもつていろいろ
人口百七十七万人で計算をいたしてお
るものを拝見いたしました。百三十六
ページの表を見ますと、人口百七十
万人で議会の議員数は五十四人となつ
ておられます。自治法でいけば百七十
万人の道府県の議員数は五十四ではな
いと私は思ひますけれども、これは自治
省は将来議員数を減らすといふような
意図を持って、あるいはその法律では五
十四人よりは多くなるのだけれども、
漸次少なくなるというふうな御意図を
もつて五十四人というふうな押えてお
りますか。

○奥野政府委員 標準団体における施設を考えます場合には、すべて法定されているものは法定されているものとしておられるわけでありませぬ。

○山口(鶴)委員 自治法で見れば五十六になるでしょう。何で五十四ですか。

○奥野政府委員 今の御意見と食い違ふ点につきましては、調べてお答えをいたしたいと思います。

○山口(鶴)委員 調べるというたつて、地方自治法の九十条、七十万人未満は四十人です、それから百万人までは五万人ごと一人を増加していくわけでしょう。それから今度は百万以上は七万人ですか、ということになりまして、百七十万人は当然七十万までは四十で、それから百万までは六人を足す、それ以上は十人を足すことになりませぬ。計算してみれば当然私は五十六になると思います。

○奥野政府委員 考え方としては法定数に合わせておるつもりでございます。ただ、あるいはどこかにミステークを犯しておるかもしれませんので、その辺は事情をよく調査してみたいと思います。今申し上げましたように法定数に合わせておるつもりでありまして、それが五十六になるものが五十四となっておりまして、単位費用の基礎に間違いがある。こういうこともあろうかと思ひますが、五十四とミスマッチが起ころおるかどうかはわかりませぬので、この辺の事情を調べさせていただきますか。この辺の事情を調べておるわけでありませぬ。

○山口(鶴)委員 そうすると、自治省の方としては地方議員の数を減らすという積極的な意思でこの数を出しておるのじゃないかということだけはは

きりしておるわけなすね。——それじゃあとでお調べをいたしてお答えをいただきたいと思ひます。

それから先ほどの奥野財政局長さんのお答えでそれに関連をしてお尋ねをいたしたいと思うのですが、先ほど安宅委員が宿日直のことをお尋ねをいたしました。私も関連してお尋ねをいたしまして、川村委員も御質問されましたが、それに対する財政局長さんのお答えは、実情が上がついていけば当然追加交付されるものだ、こういうふうにお答えになりましたか、国庫補助金はこれは実績主義だからあたりまえの話で、財政局長さんがお答えにならなくてもはつきりしておるのですが、あえてそういうお答えをされたというのにならば、これは他の二分の一のいわゆる交付税で見ている分についても、三十六年度各都道府県が三分の一に満たされないので、これはうまくないというの以上にしてという意見を出して三分の一に近づけました、そういうような形で他の道府県においても三分の一以上にみよさしていった。そうすると三十六年度の決算において、国庫補助金の方は当然実績主義で半分来ますね。

といたしますと、あとの残りの二分の一の交付税の方は、これも普通交付税を計算したあとからどうにもならぬだろうが、ある程度実情を見て二月に交付する特別交付税等で交付するということの意味なすか。この点はいかががですか。

○奥野政府委員 これは山口さんよく知っておっしゃっておるのだと思ひますが、交付税は、もっと少ない金額しか出さない場合も、もっと多く出す場合も、こういうふうな計算のもとに算定された交付税を交付するだけのことでございます。もちろん全体の水準が上がって参ります場合には、当然今までの考え方でも国庫負担金を増額計上してくるでしょう。従いまして、また地方財政計画なり単位費用の基礎なりもそれに合わせていける、こう考えておるわけでございます。

○山口(鶴)委員 そうしますと、率直にいえば、今年度は交付税の方は全く見込みがないということですね。結局多くとも少なくとも、これに見込んだ額しかないんだということですからね。それではやはり片手落ちになるんじゃないですか。結局二分の一の国庫負担金の方は、ふえていけば押えられていくんだけれども、片方が押えられていけば、事実的には各道府県においては、基準財政需要額の算定の基礎がこれだけなら、やはり今年度はこれだけが残らぬというふうなことになる、またなっていく可能性が強いと思う。そうならば昭和三十七年度へいったところが、やはり三十六年度の実績はこうであつたら、またこうだということでは、依然としてふえないというところになるでしょう。そういう悪循環をどこかで断ち切らなければいかぬ。その断ち切る時期をどうお考えになり、少なくとも明年度はどうするおつもりかというくらいのことにはつきり聞いておきたいと思ひます。

○奥野政府委員 そういふつもりで先ほど申し上げたつもりでありませぬが、三十七年度の予算編成の際に改善すべきだろう、そういう努力を三十七年度の予算編成の際にも自治省として

はしたいという覚悟を持っておりませぬ。山口(鶴)委員 昭和三十七年度にお組みになります場合は、実績はこうであつたからというふうな今までの方式を踏襲されることなく、少なくとも自治省関係の深い市町村長が、先ほどから議論のありましたように、労働基準法という法律を守るべき主管の官庁である労働省の権限を委任をされておるというふうな格好になっておるわけですから、少なくとも労働基準監督署の権限を市町村長が委任をされておるわけですから、そういう建前からいって労働省の通達にそむくというふうなことがあつてはまずいわけでありませぬ。この点につきましては、少なくとも労働省の通達を下回ることのない、できれば国家公務員と同等な措置をされるように、これは強く要求をいたしておきたいと思ひます。

それから、ちやうど行政課長さんがお見えになっておられますので、一つお尋ねしたいと思ひます。課長さんよく御存じの群馬県桐生市の問題ですけれども、桐生市では区を置くという条例を作り、しかもその区長の選任はその住民の選挙でやらなければいかぬというふうなことを条例でもってつきり法定をいたしておるわけですね。政府は、そういういたした各市町村がいわゆる隣保班、隣組、これに類する区、こういうものを条例でもって置くべきだというふうな方向を、少なくとも指導としておるつもりはないと思ひます。隣保班、隣組、これに類する一つの道具に

て、そういうものは好ましくないと、いう態度を政府はおとりになっておられると思ひます。そういう方針は一貫をいたしておりますか、この点を一つお聞かせ願ひたい。

○岸説明員 町内会、部落会あるいは区と申しますか、名称はいろいろさまざまございませぬが、そういう組織は古くからあるものでございまして、これが戦時中に、たしか昭和十八年であつたかと思ひますが、地方制度の改正におきまして法律上の根拠を与えられたことがございませぬ。しかしそれが戦後、昭和二十二年でございませぬ、政令一五号によりまして解散を命ぜられたというところもまた事実でございませぬ。これはポツダム政令でございませぬ、わが国が独立いたしました後におきましては、社会的な事実といつたしましてそのような組織がございませぬ、これは違法ではないわけでございます。しかしながらお尋ねのように、政府といたしましてこれを法律上の制度として参るとか、あるいは自治法に基づきますところの条例上の制度として規定して参るかという点につきましては、そういう考えはございませぬ。自主的な組織として自発的に運営されていくことを期待いたしておるわけでありませぬ。

○山口(鶴)委員 けつこうです。そういう自主的な組織では別にかまわぬけれども、法律上の制度として、あるいは自治法に基づくところの条例によつて定める制度としてこれを置くことは考えていない、こういうお話でありませぬ。といたしますと、現に条例でもってこういうものを作っている団体があるわけですね。私は違法かどうかという

議論をしようとは思いませんが、そういうものは適切であると思えますか。

○岸説明員 どういう趣旨の条例でどういう内容の規定をいたしておりませうか、それを拝見いたしませんと的確にはお答えいたしかねますが、地方自治法上は条例でそのようなものを設けるということは期待いたしていいわけでありませう。

○山口(鶴)委員 この具体的な問題に對しましては、十分御調査の上、今御答弁のありましたような方向で明確な御態度を早急におきめいただくようお願いいたしておきます。この問題につきましては、群馬県で地方紙にも大きく報道されまして、いろいろ問題になっておるところでありますので、一つ自治省の明快な、誤りない御判断を期待いたしたいと思います。先ほどの御答弁はあとでお願いします。

○吉田(重)委員長代理 次会は公報でお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十七分散会